

令和6年度 札幌市個別避難計画推進事業

わたしの避難準備シート (個別避難計画) 作成 モデル実施【豊平区】説明会

札幌市保健福祉局

SAPPORO



- ・本日は、年末の大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。
- ・本日は説明会ということでご参加いただいておりますので、わたくしどもの説明を聞いていただいたうえで、具体的にご協力いただけるかどうかご検討いただけましたら幸いと考えております。
- ・少し長い説明となりますが、どうぞよろしくお願いします。(●)

本日の流れ

- 1 **個別避難計画とは**
 - 2 **作成の進め方**
 - 3 **提出・報告・報酬請求**
 - 4 **説明会後の流れ**
- 質疑応答**

・本日ですが、説明は大きく4点に分けて説明させていただきます。

・まず1つ目は「個別避難計画とはなにかといった制度的なご説明」、2つ目は「計画(シート)作成の具体的な流れ」、3つ目は「提出や報告」、4つ目は「説明会後の流れ」についてお話をさせていただきます。

・お時間が限られておりますので、ポイントを絞ってのご説明とさせていただきますが、わたしから一通りご説明した後、質疑応答のお時間を設けさせていただきます。

・全体で80分ぐらいを予定しております。

・それでは恐れ入りますが、座って説明させていただきます。(●)

1 個別避難計画とは

- ・まず、最初に個別避難計画とはなにか ということですが(●)

背景～大規模災害の被災状況

内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の
避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）

令和元年(2019年) 台風第19号

●全体死者数のうち高齢者**約 6 5 %**

令和 2 年(2020年) 7 月豪雨

●全体死者数のうち高齢者**約 7 9 %**

要配慮者が高い割合で犠牲に
犠牲を防ぐ対策が全国的に急務に

- ・最近の大規模災害の被災状況を参考にご紹介しますと
- ・令和の台風や豪雨災害において、高齢者の方が全体の7～8割程度と非常に高い割合で犠牲になられているという事実があります。
- ・障がいのある方を含め、こういった方たち、いわゆる「要配慮者」といった方たちが災害時に犠牲になるのを防ぐ対策が全国的に急務とされています。（●）

背景～要配慮者の犠牲の原因

内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の
避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）

実は、屋内での被害が多い

「なぜ避難しなかったのか？」

（当事者の声）

- 「避難場所を知らない」
- 「避難するタイミングがわからない」


「逃げ遅れ」に原因

・こうした方たちですが、実は屋内、自宅内での被害が多くなっています。

・原因ですが、国の調査結果によれば、「避難場所を知らない」「避難のタイミングがわからない」といった、いわゆる逃げ遅れにあるとされています。（●）

背景～気候変動による災害の激甚化



(北海道新聞 令和6年3月28日朝刊より)

● 地球温暖化に伴う

気象状況の変化

- ・ 道内でも激しい雨が降る頻度が増加
- ・ 道外のような洪水や土砂災害の危険性が全くないとは言い切れない

・ 台風や豪雨の話をして、そもそも北海道、札幌でそんなに影響はないではないか、と考える方もいらっしゃるかと思います。

・ 報道などでご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、昨今の気候の変動により災害が激しくなる傾向にあります。温暖化の影響ですとか、札幌でも激しい雨が降るようになってきています。

・ 道外のような洪水や土砂災害がまったく起こらないとは言えない状況になっています。(●)

「正常性バイアス」とは (Wikipediaより)

- 自分にとって 都合の悪い情報を無視 したり 過小評価 したりする人間の特性。
- 災害 といった身の 危険が予想される状況 でも「今回は大丈夫」「過去にそう いったことがない」「まだ大丈夫」などとして、逃げ遅れの原因 となる。

・「正常性バイアス」という言葉をご存知でしょうか。

・心理学の言葉で、災害が発生しても「北海道、札幌で大雨や台風で今までそんなにひどいことになったことがないから大丈夫」などと判断してしまうことで、これも逃げ遅れの原因となるといわれています。(●)

独居高齢者 災害の備えに遅れ

- 高齢化・核家族化
- ・ 独居者等の防災意識の低下、災害情報弱者の増加
- 地域コミュニティの変化
- ・ 近所付き合いの希薄化による共助力の低下

独居高齢者 災害の備えに遅れ

24年版白書 「何もせず」27%

政府は2024年版の高齢社会白書で閣議決定した。65歳以上を対象に地震や風水害・防災に関する備えに遅れ、一人暮らしの人はそれ以外と比べて、備えが遅れる傾向にあり、多くの調査もそれを裏づけた。白書は「増加が見られる一人暮らしの高齢者に配慮した対策の推進が重要」と指摘した。

調査は内閣府が23年10月1日に実施し、2677人から有効回答を得た。うち一人暮らしは53.1%。災害への備えを複数回答で尋ねると「学校公園など避難する場所を決めている」との回答は、一人暮らしは38.1%だったのに対し、それ以外の人は46.4%だった。

ことも家庭は日本、米国など5カ国の若者を対象とする意識調査の結果を公表した。結婚すべきだ「結婚し方がよい」と答えた割合が、18年度調査から5.9%下がった。5カ国の中最も低かった。「結婚はよくない」「結婚しない方がいい」は計42.0%で前回は6.6%昇った。

「結婚すべきだ」

日本の若者否定的?

ことも庁調査

5カ国はほかにドイツ、フランス、スペイン、英国の13、20歳を対象に今年11月12日、インターネットを通じ調査。各調査千人から回答を得た。

「結婚すべきだ」「結婚しない方がいい」の合計はドイツが57.9%最も

「ハザードマップなどの情報を入手している」は、一人暮らしで30.5%に対し、それ以外は38.4%。一方で、特に何もしていないのは一人暮らしで27.0%で、それ

以外の19.8%より高かった。65歳以上全体で見ると、避難場所の決定やハザードマップなどの手帳と答えた割合は、前回は18年度調査、いずれも増加傾向。相次ぐ大規模災害を受け、防災意識が向上しているとみられる。

(北海道新聞 令和6年6月24日朝刊より)

- ・社会変化の影響もあります。
- ・特にお一人暮らしの方の災害への備えが遅れる傾向がみられるということです。
- ・近所付き合いがうすくなってきており、お互いに声を掛け合って、支えあって、というのが難しい状況にもなってきています。(●)

平成30年7月西日本豪雨 岡山県倉敷市真備地区



(Yahoo!ニュース 令和6年7月8日より)

- 全体の死者数：51人 ※災害関連死を除く
- うち要支援者：42人 **約8割を占める**

＜事例＞ 夫婦2人暮らし、寝たきりの妻を77歳の夫が介護

- ・（夫）災害発生当初は、逃げるという考えがない妻と「どのように」「どこに」避難すれば？と思い、2人で自宅にとどまることを選択。
- ・ 孫からの電話により避難を決断し、妻と車で高台に避難し助かった。
- ・ 今から思えば、自宅にとどまれば、自分は助かっていても妻は水に浸かって犠牲になっていたかもしれない。今回 災害に遭うまで、避難経路や相談先について考えたことはなかった。突発的に発生する地震は別としても、日ごろから災害時の避難を考えておくことが大切と思った。

・事例をご紹介します。平成30年の豪雨災害、岡山県倉敷市真備地区で、全体死者数のうち8割は要支援者の方だったそうです。

・助かった方、夫婦2人暮らしで寝たきりの奥様を一人で介護していた77歳のご主人のお話です。

・ご主人、災害発生当初は、逃げるという考えをもつことができない奥様と「どのように」「どこに」避難すれば？と思い、2人で自宅にとどまることを選択。

・孫からの電話により避難を決断し、一緒に車で高台に避難し助かった。

・今から思えば、自宅にとどまれば、自分は助かっていても妻は水に浸かって犠牲になっていたかもしれない。

・今回災害に遭うまで、避難経路や相談先について考えたことはなかった。

・突発的に発生する地震は別としても、日ごろから災害時の避難を考えておくことが大切と思った、ということです。（●）

今後の災害対策のあり方（国の報告）

中央防災会議防災対策実行会議「平成30年7月豪雨を踏まえた
水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（平成30年12月）

突発的に発生し激甚化する災害に対し、
従来の行政主導による対策だけでは災害
による犠牲を防ぎきれない。

内閣府防災担当
「避難情報に関するガイドライン」

住民は「自らの命は自らが守る」意識を
もって、自らの判断で避難行動をとると
いう、住民主体の取組強化による防災意
識の高い社会の構築を目指す必要がある。

- ・国の今後の災害対策のあり方という報告です。
- ・今お話した、さまざまな状況により、災害が激甚化しており、これまでの行政の取組だけでは、犠牲を防ぐことが困難な状況にあります。
- ・当然、行政の対策、取組は続けてまいります、それだけではなくて、ご自身の命はご自身が守るといった意識をみなさんでもっていただいて、
- ・自らのご判断で避難行動をとっていただく、そんなみんなが防災の意識を高くもった社会にしていかなければならない、というような状況になっているということをまずご承知おきいただければと思います。（●）

平成25年 災害対策基本法改正

避難行動要支援者名簿

の作成が市町村に義務化

- 避難行動要支援者とは
災害時の避難に特に支援を必要とする方



名簿情報は、本人の同意が得られれば
町内会等の地域団体に提供できる。
(地域の団体からの申請が必要)

・少しお話が変わりまして、全国的にも、近年の災害で得られた教訓をふまえて、さまざまな取組が進められています。

・話は少しもどりますが、平成25年に国の方で、災害対策基本法という法律が改正され、要配慮者のうち特に支援を必要とする方を、「避難行動要支援者」と位置付けて、その名簿を作成することが、市町村の義務となりました。

・札幌市では、災害時の避難支援に取り組みたいという町内会などの地域の方からの申請を受けて、ご本人の同意を得たうえで、この名簿情報の提供を行っています。(●)

避難行動要支援者（札幌市定義）

- 要介護の認定を受けている方
- 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護、生活介護、共同生活援助、移動支援の障がい福祉サービス支給決定を受けている方
- 身体障害者手帳1～2級を所持している方
- 視覚障がい・聴覚障がいのある方
- 療育手帳Aを所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- その他市長が特に必要と認めた方
（指定難病等のうち特に支援が必要な方など）

※市で保有する介護や障がい等のデータにもとづき上記に該当する方の名簿を作成。

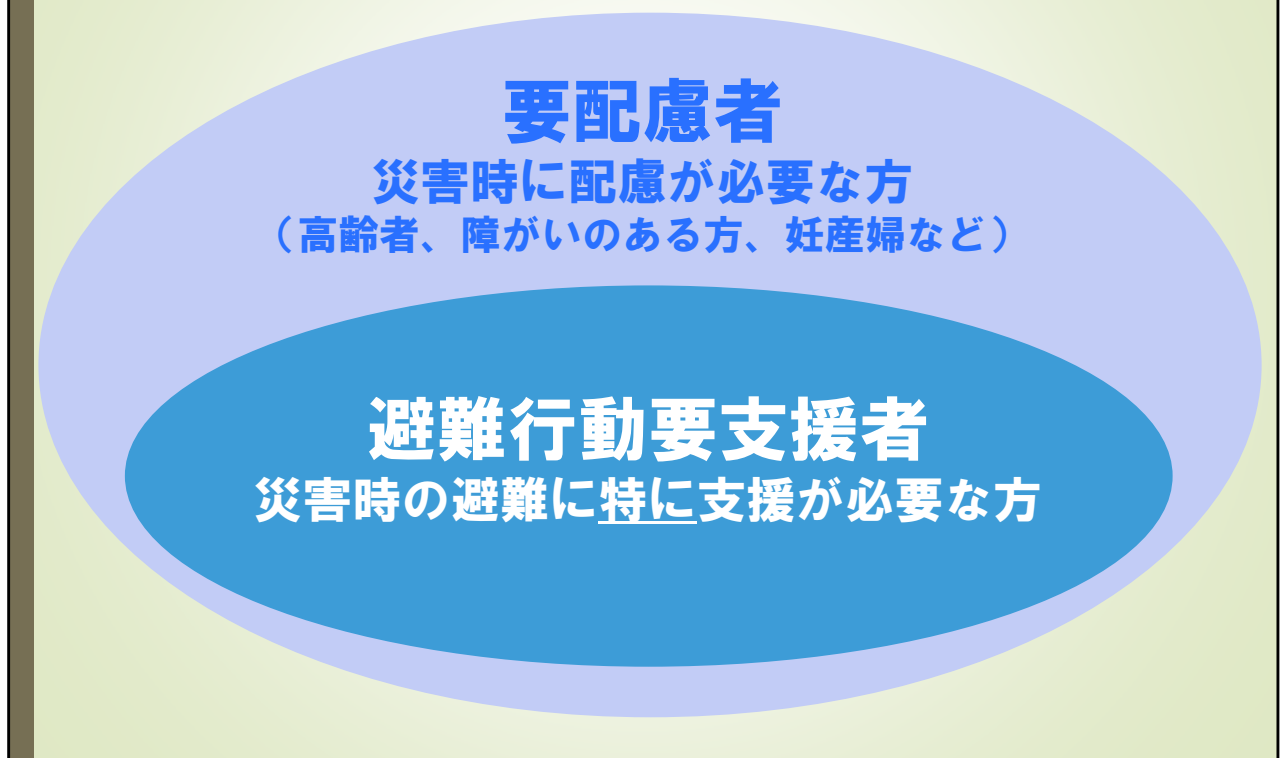
・札幌市ではこの資料にあるような方達を避難行動要支援者と定めています。

・要介護の認定を受けている方ですとか、重度の身体障がい者手帳を持っていいらっしゃる方などです。

・この名簿については、いわゆる、名簿への登録を希望する方を登録する手上げ方式ではなくて、市の方で保有するデータにもとづき要件にあてはまる方の一覧を作成しています。

（●）

要配慮者と避難行動要支援者



- ・「要配慮者」と「避難行動要支援者」、似たような言葉が出てきましたが、
- ・資料のまず、外側の大きいの方の円「要配慮者」については、高齢者、障がいのある方、妊産婦やケガをされている方など幅広い方を指します。
- ・一方、内側の円は名簿掲載の対象となる方、避難行動要支援者ですが、配慮が必要な方たちの中でも災害時の避難に特に支援が必要となる方になります。(●)

札幌市の名簿作成・提供状況

H27から名簿を作成・町内会等の地域への提供を開始。

地域の助け合いによる避難支援の取組みを推進。

＜札幌市の名簿掲載対象者＞

118,943人（令和6年1月1日時点）

※名簿提供団体**70**団体（単町・連町・地区社協・MS管理組合等）

※提供地域内の個人情報提供同意者数**4,118**人

・札幌市では、H27年から名簿提供を始めまして、主に地域の助け合いによる避難支援を進めてきました。

・札幌市では何人ぐらいの方が名簿に載っていると申しますと・・・、資料のように今年の1月1日現在で約11万9千人の方が載っています。

・名簿は現在、市内の73の町内会などの団体に提供しています。単位町内会が全部で2,200団体ある中では、残念ながら決して高い数字とはいえない状況です。

・なお、地域への個人情報の提供に同意されており、実際に地域に提供されているのは、約4,000人ほどとなっています。（●）

避難行動要支援者の

避難行動支援に関する取組指針

(H25災対法改正に伴い、市町村を対象に
その事務に係る取り組む方法を指針として示したもの)

さらなる避難行動支援のため

地域の特性や実情をふまえて、
具体的な避難方法等について

「個別計画（個別避難計画）」
の作成がのぞましい。

・お話を少し戻しまして、法改正にあわせて国の方から、市町村はこのような取り組みなさい、といった指針が出されております。

・H25年に示された指針の中では、避難支援をさらに進めていくためには、地域の事情をふまえて、具体的な避難方法を定めた個別の計画、個別避難計画を作ったほうがよい、と示されました。(●)

個別避難計画とは

災害時にお一人では避難することが困難な方ひとりひとりについて

- どこに避難するか（避難場所）
- 避難時に どんな配慮が必要か
- 誰が支援するか（支援者）

などを災害時に備えてあらかじめ記載したもの

★災害の中でも、特に土砂災害や風水害といった事前予見、避難準備が可能な災害において有効な取り組みとされています。

- ・個別避難計画は何かといいますと、こちらは避難行動要支援者おひとりおひとりについて、
- ・災害時に「どこに避難するか」「避難時にどんな配慮が必要か」「誰が避難を支援するか」といった避難する際に大切なことをまとめておくものです。
- ・また、この取り組みは、災害の中でも、特に大雨や台風など、土砂災害や風水害といったあらかじめ避難準備が可能な災害において特に有効なものとされています。（●）

これまでの個別避難計画の推進

- 地域への名簿提供の際、
名簿掲載者一人ひとりについて
個別避難計画作成の協力を依頼

⇒ 「地域」の手による
個別避難計画の作成を推進

★ 個別避難計画は行政の定める
各種の計画とは性質が異なる
⇒ 住民自身や家族で作成が可能

・札幌市ではこれまで、町内会などの地域の方に名簿をお渡しする際、名簿に掲載された方お一人おひとりについて、個別避難計画を作ってください、とご協力をお願いすることで、計画の作成を進めてきました。

・ここで、個別避難計画は、「計画」という名前がついてはいますが、行政の定める各種の計画とは性質が異なるもの、住民ご自身やご家族の方でも作成が可能なものということをご承知おきいただければと思います。(●)

名簿制度開始以降の全国的な状況

- その後の豪雨災害においても
要配慮者の犠牲が減らない・・・
- 地域への名簿提供も
思ったように進まず・・・



**地域への名簿提供のみでは
激甚化する災害には対応しきれない**

・こうして、名簿制度がスタートしたのですが、その後の豪雨災害でも要配慮者の犠牲が減らないという状況が全国的にありました。

・さきほど札幌市の状況をご紹介しましたが、地域への名簿提供についても、全国的な状況として当初想定していたようには進んでいないということもありました。

・地域への名簿提供のみでは、現在の災害には対応しきれない、というように国の方では考えました。(●)

令和3年5月 災害対策基本法改正

「避難行動要支援者名簿」

掲載者のうち、
作成の同意を得られた方について
個別避難計画の作成が
市町村の努力義務に

※あわせて「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」も改定

- ・こうした状況をふまえて、令和3年に国の方で、再度法改正がありまして、名簿に掲載された方のうち同意が得られた方について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。
- ・この市町村には、当然、札幌市も含まれています。
- ・あわせて指針のほうも改訂されました。(●)

R3年 取組指針改定のポイント①

計画作成を早期に進めるため、
優先度の高い避難行動要支援者の
範囲を定め、おおむね5年程度で
作成に取り組むこと

＜優先度の高い方（国の例示）＞

要介護度3～5の高齢者等自ら避難することが困難な方のうち、ハザードマップで危険な区域に住む方など、地方公共団体において優先度が高いと判断する者

※札幌市の優先度設定は現在、検討中です。

- ・指針の中では、計画作成を早く進めるため、優先度が高い方の範囲を決めたうえで、法改正からおおむね5年で取り組むこととされました。
- ・優先度の高い方については、国の例示によれば、要介護の高い方ですとか、おひとりでは避難が難しい方で、災害危険度が高い地域にお住まいの方などとされていますが、
- ・札幌市としても、対象者数が膨大なこともありますので、この国の指針にしたがって作成を進めていくことを検討しておりますが、優先度の設定は現在検討中です。（●）

R3年 取組指針改定のポイント②

計画作成にあたっては要支援者の状況を日頃からよく知り、信頼関係も期待できる福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）の参画が極めて重要

★全国の市町村でも、福祉専門職の皆様のご協力を得ての計画作成の取組みが続々と始まっています。

・指針では、こうも示されました。

・計画作成を進めていくにあたっては、要支援者のお身体や心の状況を日ごろからよくご存じで、信頼関係も期待できる、本日まで出席の皆様のような福祉専門職の皆様にご参加いただくことが非常に重要であると示されております。

・これを受けまして、全国の市町村でも、福祉専門職の皆様のご協力を得ての取組が続々と始まっているところです。（●）

法改正や国の指針をふまえての 札幌市の今後の計画作成の推進

●名簿の地域への提供による作成

+ に加えて・・・

●行政主導による新たな仕組みにより、 福祉専門職等の皆様のご協力を得て 作成

★上記 2つの取組を主軸として
推進してまいりたいと考えております。

- ・いまご説明した法改正や国の指針をふまえまして、札幌市といたしましては、
- ・これまでの名簿の地域への提供による計画作成に加えまして、
- ・札幌市が主導して整備する新たな仕組みにより、福祉専門職の皆様の協力を得て計画を作成する、
- ・これら2つの取組を通じて、個別避難計画の作成を進めてまいりたいと考え、現在、検討を進めているところです。(●)

札幌市の取組・検討状況①

● 試行実施（R 5 年度）

作成手順や課題を具体的に把握するため、災害危険区域等に居住する重度の対象者を選定、**日ごろから対象者を担当**されている**福祉専門職の方にご協力いただき**、14件の個別避難計画を試行的に作成。

<試行実施で把握された主な課題>

- ・ 個別避難計画**制度の認知度の低さ**
- ・ **防災知識の不足、作業時間の確保**

・ここで札幌市の新たな仕組みに向けての検討状況をお知らせしたいと思います。

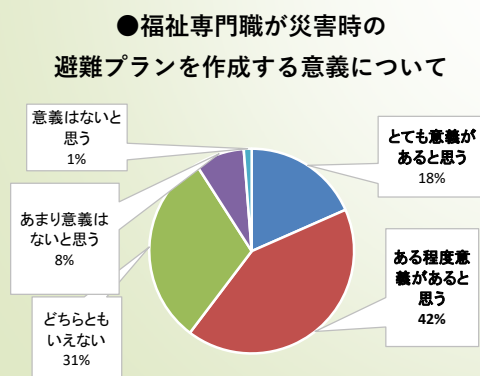
・昨年度は、市内の事業所の皆様の協力を得まして、14件の個別避難計画を試行的に作成し、作成の手順や課題の把握を行いました。

・その中で「制度の認知度不足」「計画の作成にあたっての防災知識の不足や作業時間の確保」が課題であることを把握いたしました。（●）

札幌市の取組・検討状況②

●福祉事業所の意識調査（R5年度）

試行実施で把握された課題をふまえ、市内の居宅介護・相談支援事業所（約600）における「制度の認知度」「参画への意識」などを把握し、今後の事業実施体制の検討に活用するため実施。



★6割の事業所が
自らが計画作成に関わることについて
「意義がある」と回答

＜協力が難しい理由＞
作業時間の確保困難、防災知識不足

＜行政にのぞまれる支援＞
マニュアルの作成、研修会の開催

・次に、今お伝えした試行実施で把握した課題をふまえまして、市内の福祉事業所のみなさまへのアンケート調査を実施しました。

・本日ご参加のみなさまの中にはご協力いただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、この場をお借りしまして、あらためてお礼申し上げます。

・アンケート結果について、お時間の都合もありますので、一部ご紹介させていただくと、福祉専門職のみなさまご自身が災害時の避難プランを作ることに関わること自体について、全体の6割の事業所のみなさまから「意義がある」とご回答いただきました。

・また、協力にあたり、行政にのぞまれる支援としては、マニュアルの作成ですとか、研修会の開催が多くなっていました。この回答結果を受けましての本日のこの説明会、お手元の手引き、ということになります。（●）

今後の札幌市の取組予定

● モデル実施（前・後期）

後期：豊平区（豊平・中の島）、南区の一部



モデル実施の結果検証を通じて

● 計画作成の優先度設定の検討

● 事業実施・推進体制の検討



★ R 7 年度 本格的に事業開始予定

・そして今年度は、これまでの検討結果をふまえて、対象エリアを設定してのモデル実施に現在取り組んでおります。

・本日は、後期のモデル実施における説明会ということで、豊平区の一部地域の対象者をご担当される事業所のみなさまにご出席いただいております。

・みなさまのご協力もいただきながら、モデル実施を進め、結果の検証を通じまして、作成の優先度ですとか、事業実施体制の検討をさらに進めまして、来年度には本格的に事業を開始できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

（●）

2 作成の進め方

- ・前置きが少し長くなりましたが、ここからは実際の計画の作成方法についてご説明してまいります。
- ・ここからは、お手元にこちらの「手引き」や「各様式」もご用意いただいて、ご参照いただきながら、聞いていただけましたらと思います。
- ・なお、資料の各ページの右上には手引きの該当ページもお示ししております。(●)

わたしの避難準備シートとは

個別避難計画とは、避難行動要支援者お一人おひとりの状況にあわせて、避難時の配慮事項や避難先、必要な支援等を記載した計画

★札幌市では、個別避難計画は対象の方お一人おひとりがご自身のために作成する計画であることをわかりやすくするため、
「わたしの避難準備シート」
という名称で推進してまいります。
※以下「シート」としてご説明します。

- ・個別避難計画とはどのようなものか、ということについては先ほどご説明しましたが、
- ・札幌市では、対象者お一人お一人がご自身のために作成していただくものである、ということを確認に打ち出して推進していくため、
- ・「わたしの避難準備シート」と名付けて、推進してまいりたいと考えております。以降「シート」という名称でご説明いたします。(●)

シート作成の対象者

札幌市では、国の取組指針にもとづき、
まずは、災害発生時のリスクが高い方からシートの作成を進めていくことを検討
しています。モデル実施では下記の方を
シート作成の対象者と設定します。

＜モデル実施の対象者＞

R 6 避難行動要支援者名簿に登録された方で、以下に該当する方

- 要介護3以上または障害支援区分4以上
- 想定浸水深3m以上または、氾濫流・河川浸食のおそれのある

区域、土砂災害警戒区域に居住 など

※ただし、施設に入所中や入院中の方は対象外

事前予見・避難準備
が可能な「風水害」
を主な対象とします

・作成の対象者ですが、さきほども触れましたが、国の指針にもとづきまして、災害発生時のリスクが高い方からまず優先的に作成を進めていくことで考えております。

・具体的には、資料の枠内にありますように、要介護3以上、障害支援区分が4以上といった重度の方で、大雨、洪水が発生した際の、浸水の想定が3m以上といった水害のリスクが高い方や土砂災害の危険区域にお住まいの方を対象として設定しております。

・さきほどもご説明しましたが、災害の中でも、個別避難計画が特に有効とされる、事前予見・避難準備が可能な風水害を主な対象災害として設定したものです。

・ただし、施設に入っていたりですとか、入院中の方は、その施設において適切に避難支援がなされるものと考えられますので、対象外としております。基本的には在宅の方が対象、ということになります。(●)

★福祉専門職の皆様には、本人・家族の意向をふまえてシート作成を「**支援**」する役割（**作成支援者**）をお願いします。

防災の基本は本人と家族の「**自助**」にあります。
（自助＝自ら助かろうとする意思や努力）
「**災害時に助かろう**」という**避難の意思が必要**

一方で本人や家族だけでは作成が難しい場合も・・・

本人や家族のことをよく知り、信頼関係のある
福祉専門職の皆様の支援が不可欠です。

・作成にあたっての、福祉専門職のみなさまへのお願いでございますが、みなさまには、対象者本人やご家族のシートの作成を支援する立場でぜひ関わっていただけましたら、と考えております。

・防災を考えるにあたっては、まずは当事者、ご自身たちの「災害があったら助かるんだ」という「避難する意思」をもっていただくことが何より重要です。

・作成にあたりご本人や家族にも意見を出していただくとか、積極的に関わっていただきたいのですが、なかなかご自身たちだけではこういったものの作成が難しい場合もあるかと思います。

・そこで、ご本人やご家族のことを日ごろからよくご存じで信頼関係も期待できるみなさまにぜひ作成の支援・ご協力をお願いしたいという趣旨でございます。（●）

●シート作成の目的（国の取組指針より）

★災害時の避難支援が受けられる可能性を高め
「よりよい避難」を目指すもの
（完璧な内容・100%の実効性を求めるものではない）



- ・避難支援が必ず行われることを保証するものではない。
（支援者自身や家族の安全が前提であり義務はない）
- ・避難の結果について、計画の作成支援者や避難支援者
として記載された方が責任を負うものではない。

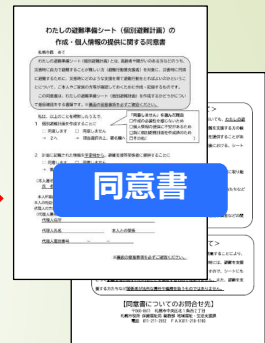
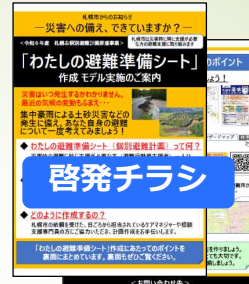
・次に、責任についてです。事業所のみなさまのアンケートでも、いくつかご意見がありました。

・まず個別避難計画、シート作成の目的ですが、これは災害時に円滑に避難できる可能性を高め、よりよい避難を目指す性質のものと国の指針にも示されております。

・このシート作成により、100%確実に避難できるようにしなければならない、といったものではないということです。

・よって、このシートにもとづいて必ず避難の支援が行われることを保証するものではありませんし、避難の結果について、事業所のみなさまも含めまして、作成に関わった方たちが責任を負うものではありません。（●）

作成の流れ



・次に、作成のおおまかな流れです。

・資料左の枠内のおおまかな流れですが「事前の準備」「対象者宅への訪問により作成の説明・同意確認」「シートの作成」「作成内容の確認」「シートの共有、市への報告・報酬の請求」「シートの保管、管理」といった流れとなっております。

・それでは、一つ一つの手順をみていきたいと思います。

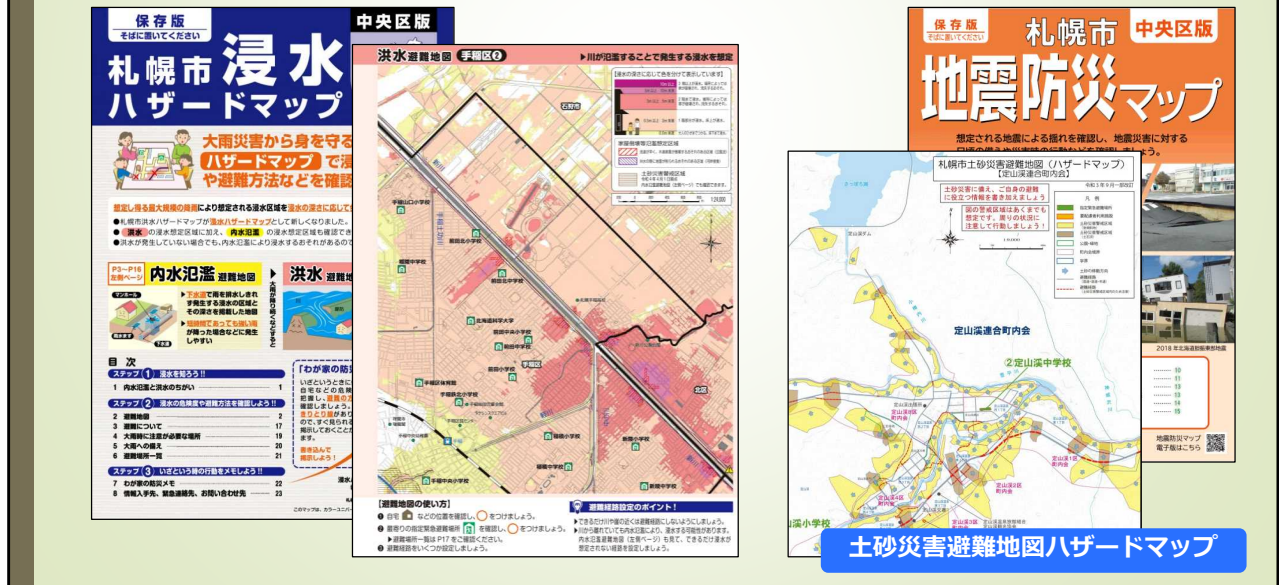
・まず、本日の説明会の終了後、ご出席の事業所のみなさまあてに札幌市から本事業へのご協力の意向をおたずねするメールをお送りいたします。

・ご協力いただける場合には、対象者の基本情報が記載されたリストをお渡しいたします。

(●)

対象者のハザード状況の確認

対象者のお住まいの災害リスクを
ハザードマップなどで確認します。



- ・リストをお受け取りいただきましたら、まず対象者のご自宅周辺の災害リスク(ハザード状況)を確認します。
 - ・災害時の避難を考えるにあたっては、まずは、自分がおかれた災害の危険性を把握することが必要です。
 - ・今回の対象者は、さきほどお示した主に風水害のリスクが高い方を市で選定しておりますので、何らかの災害リスクがある方、ということにはなりますが、具体的にこういったリスクがあるのか確認をお願いします。
 - ・確認する方法ですが、まずは、市が発行するハザードマップで、お住まいの区域のページから確認する方法があります。
 - ・なお、対象者リストには、こういった災害リスクに該当されているのかといったことも簡単に記載されてはいますが、みなさまのほうでもぜひ一度ご確認いただけますようお願いいたします。
- (●)

対象者のハザード状況の確認

札幌市公式ホームページからも確認することができます。

★別紙「防災情報（ハザードマップ・避難場所）の確認方法」で手順を詳しくご紹介していますのでご参照ください。

札幌市 避難行動支援者のための「わたしの避難準備シート（防災避難計画）」作成の手引き（印刷用紙・電子版）

防災情報（ハザードマップ・避難場所）の確認方法

わたしの避難準備シートの作成にあたっては、対象者のお住まいの地域のハザード状況や避難場所の情報について確認する必要があります。こうした情報については、札幌市公式ホームページの「札幌市地図情報サービス」、「さっぽろ防災ポータル」において確認することが可能です。

●札幌市公式ホームページ「札幌市地図情報サービス」
URL: <https://www.sonicweb.ssp.jp/saoporo/>

●札幌市公式ホームページ「さっぽろ防災ポータル」
URL: <https://bousai.city.sapporo.jp/>

札幌市 避難行動支援者のための「わたしの避難準備シート（防災避難計画）」作成の手引き（印刷用紙・電子版）

④住所選択が完了したら、ページ左側の「レイヤ」を選択。
⑤レイヤ表示の中から「札幌市の浸水想定（洪水）」を選択し、下に示された凡例をもとに浸水想定状況を確認。



⑥「札幌市の浸水想定（洪水）」のチェックを外した後、レイヤ表示の中から「氾濫流」や「河川浸食」、「土砂災害警戒区域・特別警戒区」を選択し、凡例をもとに河川浸食、土砂災害のハザード状況を確認。



札幌市 避難行動支援者のための「わたしの避難準備シート（防災避難計画）」作成の手引き（印刷用紙・電子版）

2 さっぽろ防災ポータル

(1) ハザードマップの確認方法
① さっぽろ防災ポータルを開き、ページ上部「ハザードマップ」タブを選択。
② マップ右上の住所検索欄へ対象者のお住まいの住所を入力。
③ ページ左側表示情報欄で「洪水浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域・特別警戒区」などを選択。






・ハザードマップはどうしても広域の地図で状況을載せておりますので、自宅がピンポイントでハザードエリア内に入っているのかどうか判別が難しい場合もあるかと思います。

・そのような場合には、市のホームページから、具体的な住所を入力し検索することで、比較的簡単に災害リスクを確認することができます。

・「札幌市地図情報サービス」や「さっぽろ防災ポータル」というページから確認できますが、具体的な手順については、

・こちらの別紙「防災情報（ハザードマップ・避難場所）の確認方法」で詳しくご紹介しておりますので、ご参照いただけましたらと思います。（●）

対象者のハザード状況の確認

今回シートの作成対象とする災害の危険性について

● 洪水



自宅外への避難が必要な場合も



● 氾濫流 川の流が早く、木造家屋は倒壊のおそれ

● 河岸浸食 地面が削られ、造りを問わず家屋倒壊のおそれ



出典 内閣府（防災担当）「避難指示で必ず避難」

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

自宅外への避難（立ち退き避難）の検討が必要です

・今回のシートの作成対象となっている方の災害リスクについてご説明します。

・まずは洪水です。長時間の大雨により川の氾濫により発生する浸水リスクがあります。今回の対象者設定は、浸水想定が3m以上としています。どれぐらいの浸水が想定されるかイメージを持たれますでしょうか。

・資料右側の図、太枠内になりますが、一般的な住宅でいうと2階以上にまで水が達する可能性があるということになります。2階以上にあがるか、自宅を出ないと助からないということになります。

・このほか、川の流が速く木造住宅が倒壊する「氾濫流」や「河岸浸食（かがんしんしょく）」のリスクがある方もいらっしゃいます。

・河岸浸食、あまり聞きなれない言葉かもしれませんが、どのような災害かご存じでしょうか。

・これは洪水の際に、川の勢いが強くなることで、川沿いに立っている家屋の下の地面が削られてしまい、家のつくりが木造か鉄筋か関係なく、家屋ごと川に崩れ落ちて流されてしまうような災害のこと言います。

・自宅に留まること自体非常に危険な災害ですので、この災害リスクを抱えている方の場合には、早め早めに自宅を出ての避難することも選択肢の一つとして検討しておかなければならないということになります。

・なお、今回のモデル実施の対象者の方の中にも、この河岸浸食の災害リスクを抱えている方がいらっしゃいます。(●)

対象者のハザード状況の確認

今回シートの作成対象とする災害の危険性について

●土砂災害

大雨が降った後は要注意！

土石流

山腹や川底の石や土砂が集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象



急傾斜地の崩壊 (がけ崩れ)

山の斜面や自然の急傾斜の崖、人工的な造成による斜面が突然崩れ落ちる現象



地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくり斜面下方に移動する現象



★自宅外への避難（立ち退き避難）の検討が必要です

・それから土砂災害です。

・大雨の影響により、自宅に土砂が流れ込んでくるような「土石流」ですとか、斜面が崩れ落ちて、自宅ごと押し流されてしまうような「がけ崩れ・急傾斜地の崩壊」など甚大な被害をもたらす可能性がある災害です。

・土石流、自宅に土砂が流れ込んでくるようなことが想定される場合には、どうしても避難が間に合わない場合には、少しでも助かる方法として2階にあがっておく、という選択肢もあるかとは思いますが、

・土砂災害のリスクを抱えているような方については、基本的には、自宅を出ての避難を日ごろから検討しておかなければならないかと思います。

・なお、今回のモデル実施の対象者の方の中にも、特に「がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)」のリスクを抱えている方も多くいらっしゃいます。(●)

訪問にあたっての事前準備

1 必要な書類を準備

- ・シート様式 ・同意書 ・啓発チラシ ・ハザードマップ

2 対象者ご本人に関する基本情報を確認

- ・フェイスシートなどの活用も検討

3 災害時の避難場所を確認

- ・ハザード状況を踏まえハザードマップ等で確認
- ・自宅からの経路についても確認

★別紙「防災情報（ハザードマップ・避難場所）の確認方法」で手順を詳しくご紹介していますのでご参照ください。



- ・次に、対象者の方を実際に訪問することになりますが、そのための準備としまして、
- ・シート様式など必要な書類を準備。
- ・対象者ご本人に関する基本的な情報を確認。これは、事業所のみなさまであれば、すでにお持ちの情報と思います。
- ・さきほど確認した災害リスクをふまえて、災害時の避難場所や経路についても確認しておくようにします。
- ・避難場所の確認方法についても、さきほどご紹介したこちらの別紙のほうで詳しく説明しておりますので、ご参照いただければと思います。(●)

札幌市の避難所・避難場所

● 指定緊急避難場所

● 基幹避難所



例) 市立小中学校、区体育館など

- ▶ 災害から身を守るために緊急的に避難する場所
- ▶ 災害の種類ごとに指定
- ▶ 危険性がなくなるまで一定期間滞在する役割も

★ 災害種別により開設されない避難所もあります。

施設名・住所	土砂	洪水
盤溪小学校 盤溪 226 番地	×	—
宮の森中学校 宮の森 1 条 16 丁目 5-1	×	×
大倉山小学校 宮の森 3 条 13 丁目 6-20	○	③
宮の森小学校 宮の森 4 条 6 丁目 1-1	○	②



凡 例
○ 対象災害で開設予定のある避難場所
— 対象災害で開設予定のない避難場所
×
① 全ての階に避難可能
② 2 階以上への避難が必要
③ 3 階以上への避難が必要

対象者宅のもよりの避難所の災害ごとの開設予定や、何階への避難が必要かなどハザードマップや、市HPで確認しておきましょう。

・ここで、災害時の市が設置する避難所についてご説明いたします。まずは指定緊急避難場所および基幹避難所です。もよりの小中学校ですとか区体育館が災害から身を守るために緊急的に避難する基本の避難場所として指定されています。

・注意点としましては、資料の枠内にもありますが、災害の種類によっては開設されない避難所もあるということです。

・ハザードマップに示されておりますが、例えば一番上の盤溪小学校は、土砂災害では×が付いていまして、これは危険なため開設されないということになりまして、洪水は「—」がついていますが、その危険性がないので開設予定がないということになります。

・また、下から2番目の大倉山小学校は、土砂災害では○ということで開設予定がありますが、洪水の際は③ということで、2階までの浸水が想定されるため、学校の3階以上に避難していただく必要があるということになります。

・たとえばですが、車いすを利用されている方ですと、2～3階にどう移動するか、といったことも検討する必要がありますので、対象者のもよりの避難所について、災害ごとの状況を確認しておくようにお願いします。(●)

札幌市の避難所・避難場所

●地域避難所

例) 地区会館、高校など

▶基幹避難所を補完

▶施設管理者等が状況に応じて開設

●一時避難場所

例) 公園、市立小中学校のグラウンドなど

▶地震発生時に一時避難し身の安全を確保

▶地域で一時集合して安否確認等を行う



★災害時には、避難所の開設状況を確認してから避難を開始することが重要です。災害時の避難所の開設状況は「さっぽろ防災ポータル」「市防災アプリ『そなえ』」で確認できます。

・次に地域避難所。地区会館などですが、こちらは先ほどの基幹避難所を補うものとして、施設の管理者の判断で状況に応じて開設されます。さきほどの基幹避難所よりも確実に開設されるかという点必ずしもそうでない場合もある避難所ということになります。

・それから一時避難場所。公園などになりますが、こちらは地震の時に、一時的に避難するところになります。

・災害時には、避難先として考える避難所が開設されているかどうか確認してから、移動を開始することが大切になります。

・避難所の開設状況は、さっぽろ防災ポータルHPや市のアプリで確認できますし、テレビやラジオなどでも放送されます。(●)



災害時に高齢者施設や障がい福祉施設などに開設

▶ 一般の避難所での生活が困難な方のための特別な配慮がなされた避難所

▶ 安全な避難のため開設には
「**施設の入所者・利用者の安全確認**」
「**施設の建物の被災状況**」
「**運営スタッフの確保**」
などの確認が必要

★ **災害発生直後に直接避難することはできません。**
→ **最低でも3日は過ごせるよう、ご自身での備えが大切**

- ・それから、福祉避難所です。札幌市では、要配慮者の方のための二次的な避難所であることを明確にするために「要配慮者二次避難所」と呼んでおります。
- ・災害時には社会福祉施設が指定されることとなりますが、開設の手順は資料の左側のイラストにありますように、まずは、災害が発生し、自宅にとどまることが危険な場合には、もよりの一般の避難所に避難していただく。
- ・次に、のちほどご紹介しますが、避難所内の福祉避難スペースに避難。そのスペースでも過ごすのが難しい方を、受入施設を調整したのち、避難していただく手順となっています。
- ・移動にも困難がともなうような方が対象になってきますので、本当に安全な避難とするために、開設にあたり「施設の利用者の安全確認」「施設建物の被災状況」「スタッフの確保」などの確認が必要ですので、災害発生からおおむね3日以降の開設を想定しております。よって、福祉避難所が調整されるまでの3日間は自宅で過ごせるよう日ごろの備えが大切になってきます。
- ・以上のように、災害発生直後に直接避難することはできない仕組みとなっておりますので、当初から避難する場所として想定することは難しいものということをご承知おきいただければと思います。(●)

最近の大規模災害での

福祉避難所の開設状況

「福祉避難所」開設、想定2割

施設損壊

有料記事

2024年1月20日 16:51(1月20日 17:08更新)



石川県珠洲市の避難所で過ごす高齢者＝19日

能登半島地震で死者が出るなど甚大な被害があった石川県内の7市町で、障害者や高齢者ら配慮が必要な人たちが災害時に受け入れる「福祉避難所」の開設が想定2割にとどまることが20日、共同通信の集計で分かった。開設する予定だった福祉施設が損壊、断水し、施設の職員が被災、避難して人手が不足したのが主な要因。避難生活の長期化に伴う災害関連死も懸念され、宿泊施設などへの2次避難が進む中、

「災害弱者」への対応が急がれる。

発生から21日で3週間。関係自治体などへの取材によると、福祉避難所に入れない必要なケアを受けられない人もいう。2016年の熊本地震で被災した熊本市でも施設の損壊や人手不足で開設は想定半数程度だった経緯があり、開設の難しさが改めて浮き彫りとなった。

(北海道新聞 令和6年1月20日掲載)

大規模災害時には、
施設や職員も被災します。
「建物の損壊」や「人手不足」などで、開設が難しい場合も・・・

★日ごろから災害時の避難について、親族や友人知人、普段利用している施設等とよく相談しておくことが大切

・参考に、最近の大規模災害、元旦の能登地震での福祉避難所の状況をお伝えしておきたいと思います。

・この記事にありますように、もともと想定していた施設のうち「2割」しか開設できなかった、ということで福祉避難所の開設の難しさが浮き彫りになった災害でした。

・主な原因としては、やはり「施設の建物が壊れてしまった」「施設の職員自身が避難されたり出勤できなくて人手不足」といったことによるものです。

・行政のほうでも、一生懸命、施設と連絡を取って、ご本人の状況に合った受け入れ先を探すのですが、やはり災害時のことになりますので、どうしても難しい場合もあります。

・行政が用意する避難所だけを避難先の選択肢とするのではなく、日ごろから災害のときの避難について考えていただき、ご親戚とかお知り合い、普段利用している施設などと「災害が起きたら、ひょっとしたら避難の相談をお願いさせていただくかもしれない」とよく相談しておくことが大切です。(●)

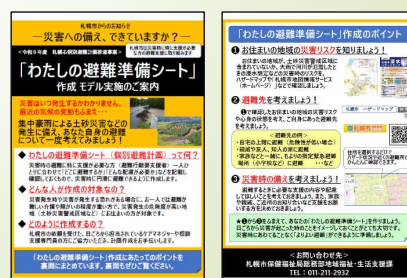
訪問、対象者への説明

★訪問は定期的な訪問（モニタリング）の機会をご活用ください。

1 わたしの避難準備シートの説明

- ・ 災害時のリスクが高く、作成の対象になっていること
- ・ 市からの協力依頼にもとづいていること
- ・ 作成したシートと同意書は市に提出すること

★説明にあたっては、
「啓発チラシ」をご活用ください。
(説明例も手引きP.14に
掲載していますのでご参考ください)



・対象者宅の訪問です。訪問にあたっては、シート作成のためだけに別途訪問の機会を設けていただいても構いませんが、ケアプランやサービス利用計画に関わる訪問ですとか、定期的な訪問の機会をぜひご活用いただければと思います。

・まず、わたしの避難準備シートがどのようなものか、ということですか、あなたが作成の対象になっていること、札幌市からの依頼を受けていること、作成したシートなどは市に提出することについてご説明をお願いします。

・説明にあたっては、お手元の啓発チラシをご活用ください。また、手引きの方にも今お話ししたご説明のポイントをまとめておりますのでご参考ください。(●)

対象者への同意確認その1

わたしの避難準備シート（個別避難計画）の
作成・個人情報の提供に関する同意書

札幌市長 あて

わたしの避難準備シート（個別避難計画）とは、高齢者や障がいのある方などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）を対象に、災害時に円滑に避難するために、災害時にどのような支援を得て避難行動をとればよいのかということについて、ご本人やご家族の方等が確認しておくために作成・記録するものです。

この同意書は、わたしの避難準備シート（個別避難計画）を作成するかどうかについて意思確認をする書類です。※裏面の留意事項を必ずご確認ください。

私は、以上のことを理解したうえで、

1 わたしの避難準備シートを作成することに

☐ 同意します ☐ 同意しません

→ 2へ → 理由選択の上、署名欄へ

「同意しません」を選んだ理由

☐ 作成の必要性を感じないため

☐ 個人情報の提供に不安があるため

☐ 既に個別避難計画を作成済のため

☐ その他()

2 シートに記載された情報を平常時から、避難支援等関係者に提供することに

☐ 同意します ☐ 同意しません

→ 署名欄へ → 署名欄へ

(本人署名)
氏 名 _____

本人が重度の障がい等により同意に関する判断が困難な場合は、法定代理人や同居の親族など、本人の利益を守る観点から実質的に判断できる方が本人署名を記載しても差し支えありません。代理人の方が本人署名を記載した場合は、下記についても記載してください。

(代理人署名)
代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 本人との関係 _____

代理人電話番号 _____

※裏面の留意事項を必ずご確認ください。

同意書（様式）を
使用してください。
2点について同意
の確認が必要です。

★同意確認ポイントその1
シート作成への同意

**できるだけ同意いただけるよう
可能な範囲で対象者本人・家族
に働きかけをお願いします。**

※**同意しない場合は、その理由
を選択・記載してください。**

・次に、災害対策基本法上、個別避難計画は、対象者ご本人の同意を得て作成することになっておりますので、同意確認が必要になります。

・お手元にご用意しておりますが、こちらの同意書を使用して確認をお願いします。確認するポイントとしては2点になりまして、

・1点目、赤枠内「シートを作成することへの同意」になります。できるだけご同意いただけるようご協力をお願いします。

・なお、残念ながら同意いただけない場合は、青枠の中になりますが、その理由を選択・記載していただくようお願いいたします。(●)

対象者への同意確認その2

わたしの避難準備シート（個別避難計画）の 作成・個人情報の提供に関する同意書

札幌市長 あて

わたしの避難準備シート（個別避難計画）とは、高齢者や障がいのある方などのうち、災害時に自力で避難することが難しい方（避難行動要支援者）を対象に、災害時に円滑に避難するために、災害時にどのような支援を得て避難行動をとればよいのかということについて、ご本人やご家族の方等が確認しておくために作成・記録するものです。

この同意書は、わたしの避難準備シート（個別避難計画）を作成するかどうかについて意思確認をする書類です。※裏面の留意事項を必ずご確認ください。

私は、以上のことを理解したうえで、

1 わたしの避難準備シートを作成することに

☐ 同意します☐ 同意しません

→ 2へ

→ 理由選択の上、署名欄へ

「同意しません」を選んだ理由

☐ 作成の必要性を感じないため☐ 個人情報の提供に不安があるため☐ 既に個別避難計画を作成済のため☐ その他()

2 シートに記載された情報を平常時から、避難支援等関係者に提供することに

☐ 同意します☐ 同意しません

→ 署名欄へ

→ 署名欄へ

＜注 意＞

災害発生時には、シート記載の情報は、同意の有無にかかわらず避難支援の実施に必要な限度で関係機関に共有する可能性がありますが・・・具体的な手順は検討中、また無造作に外部に提供することは考えておりません。

※裏面の留意事項を必ずご確認ください。

★同意確認ポイントその2

シート記載の情報の 平常時の関係機関への 提供への同意

法律上、災害時に支援を受けられる可能性を高めることを目的として、平常時から関係機関（避難支援等関係者）とシートの内容を共有することができます。

●関係機関（避難支援等関係者）とは

= 災害時の避難支援に携わる団体
例) 消防、警察、地区民児協、
社会福祉協議会、自主防災組織、
町内会・自治会、連合町内会など

★平常時の外部提供については、**同意しない場合でもシートの作成は可能**です。

- ・2点目ですが、こちらは「シートに記載された情報の平常時に関係機関に提供すること」についての同意になります。
- ・法律上、個別避難計画は、いざ災害が起こった際に支援を受けられる可能性が高くなるよう、平時から避難支援に取り組む団体に、ご本人の同意があれば共有することができることになっています。
- ・災害が起こった時に、あらかじめ対象の方の情報を知っておいたほうが、よりスムーズに支援に駆け付けられることができる、ということです。関係機関は、資料にも載せておりますが、消防や警察、自主防災組織や町内会を想定しております。
- ・この点については、同意されない場合でも、平時から外部への共有がされないだけでシートを作成すること自体はもちろん可能ですし、どちらかというシートを作成していただくことが重要と考えておりますので、もしこの点で同意を迷われているようなことがありましたら、まずはシートの作成自体に同意いただけるよう働きかけをお願いできればと思います。
- ・なお、注意点といたしまして、資料黄色の枠内にお示ししていますが、法律上の話になりますが、災害発生時には、ご本人の同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、関係機関に共有する可能性があります。これは、災害時には、個人情報保護による利益よりも、対象者の生命や身体の安全の保護が優先することによります。ただ、具体的な手順については検討中ですし、無造作に外部に提供することは市としては考えておりませんのでご安心いただければと思います。(●)

(2) 対象者への説明、同意確認 署名と裏面の留意事項

手引き
P.14-15

表面	裏面
わたしの避難準備シート（個別避難計画）の 作成・個人情報の提供に関する同意書 札幌市長 あて 個人情報の取扱いについて 説明・確認をお願いします。 この同意書は、わたしの避難準備シート（個別避難計画）を作成するかどうかについて意思確認をする書類です。※裏面の留意事項を必ずご確認ください。 私は、以上のことを理解したうえで、 「同意しません」を選んだ理由 ☐作成の必要性を感じないため 同意した場合の効果について 説明・確認をお願いします ☐ 同意します ☐ 同意しません → 署名欄へ → 署名欄へ (本人署名) _____ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 氏 名 _____ 本人が重傷の障がい等により同意に関する判断が困難な場合は、法定代理人や同居の親族など、本人の利益を守る観点から実質的に判断できる方が本人署名を記載しても差し支えありません。 代理人の方が本人署名を記載した場合は、下記についても記載してください。 (代理人署名) 代理人住所 _____ 代理人氏名 _____ 本人との関係 _____ 代理人電話番号 _____ ※裏面の留意事項を必ずご確認ください。	留 意 事 項 <個人情報の取扱いについて> 表面の「1」に同意された場合、「2」に同意されない場合においても、わたしの避難準備シート（個別避難計画）の作成に必要な限度において、避難を支援する方の候補となる方や、福祉事業者などの関係機関に、あなたの個人情報を提供することがあります。また、わたしの避難準備シート（個別避難計画）の作成後における、シートに記載された情報の取扱いについては、下記のとおりです。 ア 平常時 避難支援等関係者（札幌市の関係機関や、地域で災害時の避難支援に取り組む町内会や地区社会福祉協議会など）に情報を提供します。 ただし、表面の「2」に同意されない場合、または避難を支援する方たちなどが同意しない場合は提供しません。 イ 災害発生時または発生の恐れがあるとき 避難の支援などの実施に必要な限度で避難を支援する方や福祉事業者などの関係機関に情報を提供します。 <同意した場合の効果について> わたしの避難準備シート（個別避難計画）の作成や情報提供に同意することにより、災害時に避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、災害時には、避難を支援する方たちなど関係者も自分自身や家族の安全が最優先となりますので、シートにもとづく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。また、避難を支援する方たちなど関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。 同意・不同意にかかわらず対象者本人 または代理人の署名をもらってください。

・同意書の裏面をご覧ください。

・裏面には今ご説明した、個人情報の取扱いに関することとさきほどご説明した同意してシートを作成した場合の効果など、重要なことを記載しております。

・同意確認の際には必ずご説明をしていただき、ご理解いただいてから作成していただきますようお願いいたします。

・表（おもて）面に戻りまして、同意・不同意にかかわらず、同意書は市に提出していただきますので、ご本人または代理人の方の署名をもらっていただきますようお願いいたします。（●）

個別避難計画を 作成済みの方がいた場合

同意確認の中で対象者がすでに、個別避難計画を作成済みであることが判明した場合

例) 地域の町内会や支援団体等が
自主的に関わり作成している場合 など



シートを作成する必要はありません。

(同意書に「同意しない」旨と「作成済み」である旨記載し、市へ報告をお願いします)

・なお、同意確認をする中で、すでに個別避難計画を持っている方がいらっしゃる場合も、そうあるケースではないと思いますが、いらっしゃる場合があります。

・例えばですが、地域の町内会などが、災害時の避難支援に取り組まれている、自主的に作成している場合などです。

・もしそのような方がいらっしゃった場合には、同意書の方にその旨記載していただき、報告をお願いします。(●)

**作成支援者となった方の情報の
記入をお願いします。**

・少し飛びまして、一番下の赤枠内、こちらには、作成支援者となっていた、専門職の方や所属事業所の情報の記載をお願いします。(●)

避難の考え方

●避難＝避難所に行くこと？

【浸水の深さに応じて色を分けて表示しています】

10m以上	3階以上が浸水。場所によっては家が破壊され、流失するおそれ。
5m以上 10m未満	
3m以上 5m未満	2階まで浸水。場所によっては家が破壊され、流失するおそれ。
0.5m以上 3m未満	1階部分が浸水。床上が浸水。
0.5m未満	大人のひざまでつかる。床下まで浸水。

3階以上に上がるか、自宅を出て避難所に避難する必要がある

2階への垂直避難も有効
(※ただし水・食料等の備えが必要)

一番安心して過ごせるのはご自宅！

★避難とは「難を避けること」

対象者のお住まいの状況や災害リスク、災害の状況によっては、必ずしも自宅を出ることが適切な避難ではなく**在宅避難も有効**。

まず在宅避難をベースに考え、日ごろの備えをし、抱える災害リスクや災害の状況をふまえ、適切な避難行動を検討することが重要。

- ・具体的な避難の検討に入るまでに、避難の考え方についてまずお伝えします。
- ・まず「避難」というと「避難所に行くこと」とお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、対象の方が抱える災害リスクを見た場合に必ずしもそうではない場合もあるということです。
- ・例えばですが、さきほどご紹介したハザード状況を見ていただいた際に、資料の青い太枠の中、薄いピンク色のところに住んでいる方については、雨がひどくなった時には1階天井まで水に浸かる可能性があるということになりますので、2階にあがっていわゆる「垂直避難」をしていただくことも有効です。ただし、水が引くまでご自宅で過ごすための水や食べ物などの日ごろの備えが必要です。
- ・一方で、赤枠の中の方は2階まで水に浸かる可能性がありますので、3階以上にあがっていただくか、自宅を出て安全な場所に避難することを考えておく必要があります。
- ・避難とは文字通り「難を避けること」であり、必ずしも自宅を出て避難所に行くことだけが避難ではありません。
- ・また、要配慮者の方に限らないことですが、みなさん一番安心して過ごせるのはどこでしょうか。学校の体育館ではなく、やはり住み慣れたご自宅になりますので、まずはご自宅の中で過ごすことを第一に考えた方がよい場合もあります。
- ・在宅での避難をベースに考えつつ、日ごろの備えをしっかりとし、災害リスクや災害時の状況をふまえて、適切な避難行動を検討しておくことが大切です。(●)

⇒ 在宅避難をするための備蓄が必要
※今回の作成対象者では3階以上

・なお、今回の対象者に含まれていますが、先ほどご紹介した河岸浸食ですとか土砂災害のリスクが高い地域にお住まいの方ですと、家ごと川や土砂に流されてしまう可能性もありますので、自宅のどこにいても助からない可能性もありますので、警報が出た場合には、基本的には自宅を出て避難することも選択肢として検討しておく必要があるかと思います。(●)

(3) 作成 シートその1 (災害時の避難情報) 避難行動の検討 (風水害)

手引き
P.19-20

わたしの避難準備シートその1 (災害時の避難情報)

作成日: 令和 年 月 日

フリガナ: 氏名: 年齢: 性別: 住所: 電話番号: FAX: 避難場所: 避難経路: 避難方法: 避難所要時間: 避難所要物資: 避難所要費用: 避難所要車両: 避難所要人員: 避難所要物資: 避難所要費用: 避難所要車両: 避難所要人員:

【(参考) 避難情報 警戒レベル】

警戒レベル	避難情報	防災気象情報	状況や必要な行動
5	緊急安全確保	大雨特別警報 洪水特別警報	災害発生または逼迫 直ちに身の安全を確保
4	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	災害の恐れが高い 全戸避難が必要
3	高齢者等避難	大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報	災害の恐れあり 避難行動要支援者は避難を開始
2	-	氾濫注意情報 大雨・洪水注意報	気象状況の悪化
1	-	早期注意情報	今後気象状況悪化の恐れ

★ 検討のポイント

気象状況や災害予測に応じて段階的に行政から発せられる避難情報 (警戒レベル) に合わせた避難行動を検討してください。

● 警戒レベルごとの行動例は手引きP.19に掲載していますのでご参考ください。

★ 警戒レベル3 or 4

が発令された際に避難

※災害の状況やもよりの河川によっては、**避難情報の発令を待たずに避難開始が必要な場合も。**

3 ↑ すみやかに避難を開始

2 ↑ 避難準備、経路・移動方法の確認

1 ↑ 支援者に連絡、気象情報を注視

・次に避難行動の検討です。災害の状況に応じて、どのように避難行動をとっていくか、ということになりますが、大雨や台風などの風水害では、事前に行政から気象情報や避難情報が出ますので、情報に合わせた避難行動をとることが基本となります。

・避難情報が令和3年に改正されたのですが、ご存じでしょうか。高齢者や障害のある方といったいわゆる要配慮者の方については、避難に時間を要することから、赤色のレベル3「高齢者等避難」が出たらすみやかに避難を開始できるように準備する必要があります。

・レベル1の気象情報が出た段階で、支援者と連絡を取ったり、テレビなどで気象情報に注意、警戒レベルが2にあがった場合は、持ち出し品など避難の準備を始め、避難所までの移動に備えておく必要があるかと思います。

・なお、災害の状況や、もよりの河川によっては、レベル3が発令されずに、いきなりレベル4が発令される場合もありますので、早め早めに準備しておくことが必要になりますので注意が必要です。

・避難行動の例については、手引きの方でご紹介していますので、ご参考いただければと思います。(●)

情報入手について

★気象や災害の**情報を入手**することは、
避難行動を考える上で**特に重要**です。

情報を知る手段

川の水位や気象、土砂災害、避難などに關する情報は、テレビやラジオ、インターネットで確認できます。

▶テレビ・ラジオ

▶インターネット

さっぽろ防災ポータル 検索

札幌市防災アプリ そなえ 検索

札幌市危機管理局 Twitter @sapporo_bousai 検索

札幌市 ホームページ 検索

札幌市からの避難情報は緊急速報メールでもお知らせします

緊急速報メールには文字数制限があるため、避難区域の概要のみをお知らせします。該当区域の方は、テレビ、ラジオ、市のホームページなどで詳細な住所を確認してください。

▶洪水・土砂災害

「住所」、「町名」、「連合町内会」のいずれかで表示

避難情報発令区域の詳細、避難所開設状況は、札幌市ホームページ、さっぽろ防災ポータル、札幌市防災アプリ そなえで確認できます。

↑洪水時の例 (町名表示)

↑土砂災害時の例 (町名表示)

＜情報入手 検討のポイント＞

・さまざまな手段がありますが、
対象者本人や家族の状況に
合った手段・方法を検討する。

・避難のタイミングを
「誰が判断するのか」
「どのように伝えるか」
もあわせて検討してください。

警告が出ましたよ。
避難しましょう。

★身近な方の声掛けが
有効とされています



・ここで、気象や災害の情報入手について補足させていただきます。

・避難行動を考えていく上では、情報を得ることが非常に重要です。

・情報を入手する手段はテレビやラジオ、インターネットなどさまざまですが、ご本人や情報入手を担当するご家族が利用しやすい、利用できる手段を検討しておくことが大切です。

・また、避難するタイミングを「誰が判断するのか」「お電話等でどのように伝えるのか」も検討が必要です。

・避難の声掛けについては、冒頭にご紹介した岡山県の事例では、お孫さんからの「避難して」という電話が避難を決断するきっかけになったとのことで、特に身近な方の声掛けが有効とされていますので、ご参考ください。(●)

わたしの避難準備シートその１（災害時の避難情報）												
早期からの外部への連絡手段				☐ 回答する	☐ 回答しない	作成日：令和●年●月●日						
フリガナ				生年月日		年	月	日	電話			
氏名				年齢	歳	性別	☐ 男 ☐ 女	FAX				
住所												
避難場所ア				☒ なし ☐ あり	ありの場合、所在地を（ ）							
				☐ 選択	☐ 人工工設備	☐ たん設引	☐ 経管受機	☐ ストーム対策				
施設の詳細 マップの状況				☐ 洪水 ☐ 冠水・浸水、河川決壊等	☐ 浸水深浅							
				☐	☐ 0.5m未満【地下湧き出し】		☐ 0.5m以上～3m未満【２階以下浸水】					
				☐	☐ 3m以上～5m未満		☐ 5m以上～10m未満					
				☐	☐ 10m以上							
				☐ 大部分空室【がけ崩れ】	☐ 非土砂災害警戒区域に該当否		☐ 内水氾濫【湯沸きの釜など】					
風水害	避難場所別名称		住所							その他の 備考欄		
	避難方法											
	避難経路											
地震	避難場所別名称		住所							配置が妨げること その他		
	避難方法											
	避難経路											
関係者		氏名	住所	本人との関係								
			電話番号	早期からの外部への連絡手段		☐ 回答する ☐ 回答しない						
			支援内容	☐ 情報伝達 ☐ 安全確認 ☐ 避難手帳 ☐ 避難付き添い		()						
			住所	本人との関係								
			電話番号	早期からの外部への連絡手段		☐ 回答する ☐ 回答しない						
			支援内容	☐ 情報伝達 ☐ 安全確認 ☐ その他事項 ☐ 避難付き添い		()						
				他のこと()								
避難場所までの移動		☐ 徒歩 ☐ 車利用が必要 ☐ 要介護度 ○ フス ○ その他 ()										
		☐ 介助が必要 ○ 体を支える ○ 見守り ○ その他 ()										
移動に使用できる車の有無		☐ あり ☐ 運転免許 ()		☐ なし								
氏名		所属機関・団体名										
役職		FAX		E-mail								

★検討のポイント

対象者の自宅から避難先までの移動方法や経路、付き添う方などを検討してください。

●避難方法・避難経路の記載例は
手引きP.20に掲載していますので
ご参考ください。

災害はいつ発生するかわかりません。
在宅中ではなく、施設への通所中に発生する場合も・・・。

週間のスケジュールを考慮し、出先で災害が発生した場合も想定して、避難方法を検討しておくこと、よりよい避難を目指すことのできる内容となります。

- ・次に、避難方法や経路の検討です。ご自宅から避難場所までの移動方法や経路、付き添う方などを検討します。
- ・避難方法や経路の記載例は手引きの方に記載しておりますので、ご参考ください。
- ・なお、災害はいつ発生するかわからないものです。必ずしも在宅中とは限りません。施設への通所中に発生する可能性もあります。
- ・対象者本人の週間のスケジュールをお考えいただき、たとえば通所先で被災した場合に、施設にそのまま避難をお願いするのか、だれが迎えに行くのかなども検討しておく、により避難につながります。(●)

福祉避難スペースとは？

一般の避難所の滞在スペース（体育館等）で過ごすことが難しい要配慮者のための専用スペース（空き教室等）です。広さやプライバシー等、一定の配慮がされます。



避難所の受付や運営担当者に申し出るだけで利用可能です

※家族等の介助者の同行が必要

市の避難所の運営においては、要配慮者にできる限りの配慮をすることとしています。

★避難所に到着してからのことも考慮する場合、**利用を申し出る旨、シートにも記載しておく。**

慣れない避難所の中でもできるだけ安心して過ごすことにつながります。

・ここで、さきほど少し触れましたが、市の避難所における取組の一つとして「福祉避難スペース」についてご紹介します。

・福祉避難スペースとは、小中学校など一般の避難所の体育館などの滞在スペースで過ごすことが難しい要配慮者の方のための空き教室などの専用スペースとなっています。

・市の避難所運営においては、要配慮者が避難してきた場合にはできる限りの配慮をすることとしております。

・利用の際には、避難所の受付や運営担当者に申し出るだけで利用可能となっています。避難先としてもよりの小中学校を想定する場合には、避難方法を記載する際に「受付で福祉避難スペースの利用希望を伝えます」と記載しておくとうよいと思います。

・こうすることで、慣れない避難所の中でもできるだけ安心して過ごすことにつながるかと思っています。（●）

わたしの避難準備シートその1 (災害時の避難情報)

半期間の外出への情報提供		☐ 同意する		☐ 同意しない		作成日: 令和 〇 年 〇 月 〇 日	
フリガナ		生年月日		年	月	日	電話
氏名		年齢	歳	性別	☐ 男 ☐ 女	FAX	
住所							
避難所ケア ☐ なし ☐ あり ありの場合 病室 ()							
☐ 選択 ☐ 人工呼吸器 ☐ かん吸引 ☐ 酸素装置 ☐ ストーマ装置							
周辺のハザードマップの状況 ☐ 洪水 (100m以内、河川決壊時) ☐ 浸水想定 (0.5m未満 (地下浸水時)) ☐ 0.5m以上～3m未満 (2階床まで浸水あり) ☐ 3m以上～5m未満 ☐ 5m以上～10m未満 ☐ 10m以上							
☐ 大砂災害 (谷崩れ時) ※土砂災害警戒区域に該当 ☐ 内水氾濫 (浸水の深さ:)							
風水害	避難場所 候補		名称 住所		避難所の 持たぬ 設備 が 不足 か 避難所の 共同管理 員		
	避難方法 避難経路		警戒レベル1 (浸水注意情報) 警戒レベル2 (大雨・洪水注意情報) 警戒レベル3・警戒レベル4 (浸水警戒区域/避難場所)				
地震	避難場所 候補		名称 住所		本人との関係 避難所の 共同管理 員 本人との関係		
	避難方法 避難経路						
避難支援者	氏名		住所		本人との関係		
	電話		半期間の外出への情報提供 ☐ 同意する ☐ 同意しない				
	支援内容		☐ 情報伝達 ☐ 安否確認 ☐ 避難準備 ☐ 避難付き添い ☐ その他 ()				
	住所		住所		本人との関係		
避難支援者	氏名		住所		本人との関係		
	電話		半期間の外出への情報提供 ☐ 同意する ☐ 同意しない				
	支援内容		☐ 情報伝達 ☐ 安否確認 ☐ 避難準備 ☐ 避難付き添い ☐ その他 ()				
	住所		住所		本人との関係		
避難場所までの移動		☐ 徒歩 ☐ 自転車/バイク ☐ 車いす ☐ ツス ☐ その他 ()					
移動に使用できる車の有無		☐ あり ☐ なし					
移動に使用できる車の有無		☐ あり ☐ なし					
作成支援者		氏名		所属事業所・団体名			
電話		FAX		E-mail			

わたしの避難準備シート（個別避難計画）が特に有効とされるのは、事前予見・避難準備が可能な「風水害」ですが・・・

「地震」を想定した備えも必要

★検討のポイント

事前に避難情報（警戒レベル）は出ませんので、地震発生直後の行動～避難場所までの移動を風水害での記載内容をベースにご検討をお願いします。

地震発生直後は、まずは身の安全を守る

危険がない場合

家屋倒壊のおそれ

自宅内にとどまる

支援者と連絡をとり、避難先に避難を開始

- ・さて、ここまで、個別避難計画が特に有効とされる風水害を想定した避難場所や避難方法の記載について説明してまいりましたが、地震を想定した備えも必要です。
- ・地震の避難場所や方法の検討のポイントですが、風水害と異なり事前に避難情報が出ないため、準備等は難しいのですが、実は、災害発生後の動きはあまり変わるものではありません。
- ・風水害での記載内容をベースに、ご検討をお願いできればと思います。
- ・基本的には、地震発生直後はまずは身の安全を確保する、自宅にとどまれそうな場合は在宅避難、倒壊のおそれがある、備蓄がないなど過ごすのが難しい場合には、想定していた避難先に避難するという動きになると思います。(●)

避難時の持ち物について

わたしの避難準備シートその1 (災害時の避難情報)

避難時の外出の準備状況 ☐ 用意する ☐ 用意しない

作成日: 令和●年●月●日

フリガナ 住所

氏名 年齢 性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ FAX

避難場所 ☐ なし ☐ あり ありの場合 荷室 ☐ 避難 ☐ 人工学避難 ☐ かん設型 ☐ 避難室 ☐ ストール室

地図の ☐ 洪水 ☐ 土砂災害 (河川敷) ☐ 洪水想定 ☐ 0.5m未満 (河川敷) ☐ 0.5m以上～3m未満 (2階以下浸水) ☐ 3m以上～5m未満 ☐ 5m以上～10m未満 ☐ 10m以上

マップ ☐ 土砂災害 (河川敷) ☐ 洪水想定 ☐ 洪水 (河川敷) ☐ 洪水 (河川敷)

避難場所 ☐ 避難場所 (河川敷) ☐ 避難場所 (河川敷) ☐ 避難場所 (河川敷)

避難方法 ☐ 避難方法 (河川敷) ☐ 避難方法 (河川敷) ☐ 避難方法 (河川敷)

避難経路 ☐ 避難経路 (河川敷) ☐ 避難経路 (河川敷) ☐ 避難経路 (河川敷)

避難時の持ち物 ☐ 避難時の持ち物 (河川敷) ☐ 避難時の持ち物 (河川敷) ☐ 避難時の持ち物 (河川敷)

※医療的ケアが必要な対象者の場合は、一般的な持出品に加え、

- 医療機器の電源の確保
- 医療的ケア物品の準備

などについて、日ごろから備えておくことが特に重要です。対象者の状況に応じて必要な持ち物の検討をお願いします。

★避難先で過ごすために必要な**持ち出し品**を記載してください。

●持ち出し品の例は手引きP.22に掲載していますのでご参考ください。

＜持ち出し品検討のポイント＞

- ・災害時にすぐに持ち出せるようリュック等にまとめておき、保管場所も決めて、家族内で共有しましょう。
- ・在宅避難を想定する場合、最低3日分は、水や食料を準備しておく必要があります。お薬にもある程度余裕があるとよいです。
- ・避難先でも過ごせるように、シートの作成を通じて、不足がないか確認し、補充・備蓄を心がけるようにすることで、よりよい避難につながります。

・ここからは、風水害・地震と共通の検討内容になりますが、次は避難時の持ち物・持ち出し品についてです。

・一般的な持ち出し品の例や検討のポイントは手引きに記載しております。

・なお、医療的ケアが必要な対象者の場合は、医療機器の電源の確保など、特に日ごろから備えておくことが重要ですので、ご検討をお願いします。(●)

わたしの避難準備シートその1（災害時の避難情報）

避難時の外出への情報提供		☐ 同意する ☐ 同意しない		作成日: 令和 年 月 日	
フリガナ		生年月日		年	月
氏名		年齢	性別	☐ 男 ☐ 女	FAX
住所					
避難所まで					
☐ なし ☐ あり ありの場所 荷重 () ☐ 選択 ☐ 人工物設備 ☐ ため込所 ☐ 避難準備 ☐ ストローマ器具					
周辺のハザードマップの状況 ☐ 10m未満 (河川・湖沼) ☐ 25m未満 (河川・湖沼) ☐ 50m未満 (河川・湖沼) ☐ 75m未満 (河川・湖沼) ☐ 100m未満 (河川・湖沼) ☐ 125m未満 (河川・湖沼) ☐ 150m未満 (河川・湖沼) ☐ 175m未満 (河川・湖沼) ☐ 200m未満 (河川・湖沼) ☐ 225m未満 (河川・湖沼) ☐ 250m未満 (河川・湖沼) ☐ 275m未満 (河川・湖沼) ☐ 300m未満 (河川・湖沼) ☐ 325m未満 (河川・湖沼) ☐ 350m未満 (河川・湖沼) ☐ 375m未満 (河川・湖沼) ☐ 400m未満 (河川・湖沼) ☐ 425m未満 (河川・湖沼) ☐ 450m未満 (河川・湖沼) ☐ 475m未満 (河川・湖沼) ☐ 500m未満 (河川・湖沼) ☐ 525m未満 (河川・湖沼) ☐ 550m未満 (河川・湖沼) ☐ 575m未満 (河川・湖沼) ☐ 600m未満 (河川・湖沼) ☐ 625m未満 (河川・湖沼) ☐ 650m未満 (河川・湖沼) ☐ 675m未満 (河川・湖沼) ☐ 700m未満 (河川・湖沼) ☐ 725m未満 (河川・湖沼) ☐ 750m未満 (河川・湖沼) ☐ 775m未満 (河川・湖沼) ☐ 800m未満 (河川・湖沼) ☐ 825m未満 (河川・湖沼) ☐ 850m未満 (河川・湖沼) ☐ 875m未満 (河川・湖沼) ☐ 900m未満 (河川・湖沼) ☐ 925m未満 (河川・湖沼) ☐ 950m未満 (河川・湖沼) ☐ 975m未満 (河川・湖沼) ☐ 1000m未満 (河川・湖沼) ☐ 1025m未満 (河川・湖沼) ☐ 1050m未満 (河川・湖沼) ☐ 1075m未満 (河川・湖沼) ☐ 1100m未満 (河川・湖沼) ☐ 1125m未満 (河川・湖沼) ☐ 1150m未満 (河川・湖沼) ☐ 1175m未満 (河川・湖沼) ☐ 1200m未満 (河川・湖沼) ☐ 1225m未満 (河川・湖沼) ☐ 1250m未満 (河川・湖沼) ☐ 1275m未満 (河川・湖沼) ☐ 1300m未満 (河川・湖沼) ☐ 1325m未満 (河川・湖沼) ☐ 1350m未満 (河川・湖沼) ☐ 1375m未満 (河川・湖沼) ☐ 1400m未満 (河川・湖沼) ☐ 1425m未満 (河川・湖沼) ☐ 1450m未満 (河川・湖沼) ☐ 1475m未満 (河川・湖沼) ☐ 1500m未満 (河川・湖沼) ☐ 1525m未満 (河川・湖沼) ☐ 1550m未満 (河川・湖沼) ☐ 1575m未満 (河川・湖沼) ☐ 1600m未満 (河川・湖沼) ☐ 1625m未満 (河川・湖沼) ☐ 1650m未満 (河川・湖沼) ☐ 1675m未満 (河川・湖沼) ☐ 1700m未満 (河川・湖沼) ☐ 1725m未満 (河川・湖沼) ☐ 1750m未満 (河川・湖沼) ☐ 1775m未満 (河川・湖沼) ☐ 1800m未満 (河川・湖沼) ☐ 1825m未満 (河川・湖沼) ☐ 1850m未満 (河川・湖沼) ☐ 1875m未満 (河川・湖沼) ☐ 1900m未満 (河川・湖沼) ☐ 1925m未満 (河川・湖沼) ☐ 1950m未満 (河川・湖沼) ☐ 1975m未満 (河川・湖沼) ☐ 2000m未満 (河川・湖沼) ☐ 2025m未満 (河川・湖沼) ☐ 2050m未満 (河川・湖沼) ☐ 2075m未満 (河川・湖沼) ☐ 2100m未満 (河川・湖沼) ☐ 2125m未満 (河川・湖沼) ☐ 2150m未満 (河川・湖沼) ☐ 2175m未満 (河川・湖沼) ☐ 2200m未満 (河川・湖沼) ☐ 2225m未満 (河川・湖沼) ☐ 2250m未満 (河川・湖沼) ☐ 2275m未満 (河川・湖沼) ☐ 2300m未満 (河川・湖沼) ☐ 2325m未満 (河川・湖沼) ☐ 2350m未満 (河川・湖沼) ☐ 2375m未満 (河川・湖沼) ☐ 2400m未満 (河川・湖沼) ☐ 2425m未満 (河川・湖沼) ☐ 2450m未満 (河川・湖沼) ☐ 2475m未満 (河川・湖沼) ☐ 2500m未満 (河川・湖沼) ☐ 2525m未満 (河川・湖沼) ☐ 2550m未満 (河川・湖沼) ☐ 2575m未満 (河川・湖沼) ☐ 2600m未満 (河川・湖沼) ☐ 2625m未満 (河川・湖沼) ☐ 2650m未満 (河川・湖沼) ☐ 2675m未満 (河川・湖沼) ☐ 2700m未満 (河川・湖沼) ☐ 2725m未満 (河川・湖沼) ☐ 2750m未満 (河川・湖沼) ☐ 2775m未満 (河川・湖沼) ☐ 2800m未満 (河川・湖沼) ☐ 2825m未満 (河川・湖沼) ☐ 2850m未満 (河川・湖沼) ☐ 2875m未満 (河川・湖沼) ☐ 2900m未満 (河川・湖沼) ☐ 2925m未満 (河川・湖沼) ☐ 2950m未満 (河川・湖沼) ☐ 2975m未満 (河川・湖沼) ☐ 3000m未満 (河川・湖沼) ☐ 3025m未満 (河川・湖沼) ☐ 3050m未満 (河川・湖沼) ☐ 3075m未満 (河川・湖沼) ☐ 3100m未満 (河川・湖沼) ☐ 3125m未満 (河川・湖沼) ☐ 3150m未満 (河川・湖沼) ☐ 3175m未満 (河川・湖沼) ☐ 3200m未満 (河川・湖沼) ☐ 3225m未満 (河川・湖沼) ☐ 3250m未満 (河川・湖沼) ☐ 3275m未満 (河川・湖沼) ☐ 3300m未満 (河川・湖沼) ☐ 3325m未満 (河川・湖沼) ☐ 3350m未満 (河川・湖沼) ☐ 3375m未満 (河川・湖沼) ☐ 3400m未満 (河川・湖沼) ☐ 3425m未満 (河川・湖沼) ☐ 3450m未満 (河川・湖沼) ☐ 3475m未満 (河川・湖沼) ☐ 3500m未満 (河川・湖沼) ☐ 3525m未満 (河川・湖沼) ☐ 3550m未満 (河川・湖沼) ☐ 3575m未満 (河川・湖沼) ☐ 3600m未満 (河川・湖沼) ☐ 3625m未満 (河川・湖沼) ☐ 3650m未満 (河川・湖沼) ☐ 3675m未満 (河川・湖沼) ☐ 3700m未満 (河川・湖沼) ☐ 3725m未満 (河川・湖沼) ☐ 3750m未満 (河川・湖沼) ☐ 3775m未満 (河川・湖沼) ☐ 3800m未満 (河川・湖沼) ☐ 3825m未満 (河川・湖沼) ☐ 3850m未満 (河川・湖沼) ☐ 3875m未満 (河川・湖沼) ☐ 3900m未満 (河川・湖沼) ☐ 3925m未満 (河川・湖沼) ☐ 3950m未満 (河川・湖沼) ☐ 3975m未満 (河川・湖沼) ☐ 4000m未満 (河川・湖沼) ☐ 4025m未満 (河川・湖沼) ☐ 4050m未満 (河川・湖沼) ☐ 4075m未満 (河川・湖沼) ☐ 4100m未満 (河川・湖沼) ☐ 4125m未満 (河川・湖沼) ☐ 4150m未満 (河川・湖沼) ☐ 4175m未満 (河川・湖沼) ☐ 4200m未満 (河川・湖沼) ☐ 4225m未満 (河川・湖沼) ☐ 4250m未満 (河川・湖沼) ☐ 4275m未満 (河川・湖沼) ☐ 4300m未満 (河川・湖沼) ☐ 4325m未満 (河川・湖沼) ☐ 4350m未満 (河川・湖沼) ☐ 4375m未満 (河川・湖沼) ☐ 4400m未満 (河川・湖沼) ☐ 4425m未満 (河川・湖沼) ☐ 4450m未満 (河川・湖沼) ☐ 4475m未満 (河川・湖沼) ☐ 4500m未満 (河川・湖沼) ☐ 4525m未満 (河川・湖沼) ☐ 4550m未満 (河川・湖沼) ☐ 4575m未満 (河川・湖沼) ☐ 4600m未満 (河川・湖沼) ☐ 4625m未満 (河川・湖沼) ☐ 4650m未満 (河					

★避難の際や避難所内で
配慮が必要となる事柄に
ついて記載してください。

●配慮が必要なことの例 (身体面)

- ・立つことや歩行
- ・声や音の聞こえ方
- ・物の見え方

配慮が必要な理由や必要な対応についても記載してください。

(精神面)

- ・言葉や文字の理解
- ・危険の判断
- ・家族や知人の認識

●手引きP.23の記載例も
ご参考ください。

- ・次に、避難所までの移動や避難所内で配慮事項について記載します。
- ・身体的な面と、精神的な面で配慮が必要なことがあれば、その理由と必要な対応について記載をお願いします。
- ・手引きの記載例もご参考いただければと思います。(●)

わたしの避難準備シートその1（災害時の避難情報）

避難時の外出への情報提供		☐ 同意する ☐ 同意しない		作成日： 令和 年 月 日	
フリガナ		生年月日		年 月 日	電話
氏名		年齢	性別	☐ 男 ☐ 女	FAX
住所					
避難所へのアクセス		☐ なし ☐ あり ありの場所 荷重 () ☐ 選択 ☐ 人工芝遊戯場 ☐ たんぽぽ ☐ 避難準備 ☐ ストアー社員			
周辺のハザードマップの状況		洪水 ☐ 0.5m 未満 (地下浸水等) ☐ 0.5m 以上～3m 未満 (2階以下浸水) 浸食地帯 ☐ 3m 以上～5m 未満 ☐ 5m 以上～10m 未満 ☐ 10m 以上 マップ ☐ 土砂災害 (谷川沿い) ※土砂災害警戒区域に該当 ☐ 浸水区域 (浸水の深さ:)			
風水害	避難場所 候補	名称	住所	避難時の 持ち物	配属 の 避難所 の 名称
	避難方法 避難経路	警戒レベル1 (早期注意情報) 警戒レベル2 (大規模・深刻な被害) 警戒レベル3 警戒レベル4 (避難所等避難) (避難所等)			
地震	避難場所 候補	名称	住所	避難時の 持ち物	配属 の 避難所 の 名称
	避難方法 避難経路				
避難支援者	氏名	住所	本人との関係		
	氏名	電話	避難時の外出への情報提供 ☐ 同意する ☐ 同意しない ☐ 情報伝達 ☐ 安全確認 ☐ 避難準備 ☐ 避難所行き ☐ その他 ()		
		住所	本人との関係		
		電話	避難時の外出への情報提供 ☐ 同意する ☐ 同意しない ☐ 情報伝達 ☐ 安全確認 ☐ 避難準備 ☐ 避難所行き		
避難所までの移動		☐ 徒歩 ☐ 車輦が利用 ☐ 車いす ☐ フス ☐ その他 () ☐ 介助が必要 ☐ 体を支える ☐ 見守り ☐ その他 ()			
移動に使用できる車の有無		☐ あり 運転手 () ☐ なし			
氏名		所属事業所・団体名			
電話		FAX	E-mail		

★避難場所までの移動手段、必要な福祉用具、必要な支援について選択・記載してください。

●移動に使用できる車・運転手については、同居の方、別居の方も含めて検討してください。

- ・次に、支援者の欄をとばしまして、避難場所までの移動方法です。
- ・移動の手段ですとか、必要な用具、必要な支援があれば記載をお願いします。
- ・移動に使用できる車や運転手については、同居の方や少し離れた別居の親族の方等も含めて検討をお願いします。(●)

避難支援者の検討

● 支援者について

- ・ 支援者による支援は、法的な義務ではなく、必ず実施されることを保証するものではありません。
- ・ 支援の結果について、支援者には法的な責任や義務はありません。
- ・ あくまで支援が受けられる可能性を高めるためにお願いしておくものと考えましょう。

※同意書の裏面にも記載しています。

住所	本人との関係
電話番号	避難する ☐ 避難しない ☐
支援内容	避難場所の確保 ☐ 避難経路 ☐ 避難準備 ☐ 避難付き添い ☐
その他	

支援者としてシートに記載することの確認も本人や家族を通じて行っていただいて構いません。

★ 検討のポイント

まずは対象者本人の状況をよく知っており、お願いしやすい、家族や親族（同居・別居含む）での対応を検討します。

家族や親族での対応が難しい場合は・・・

- ・ 友人や知人 日ごろから親しくしており、よく相談に乗ってくれる方など
 - ・ ご近所の方
 - ・ 地域団体（関係性ができている場合）
- を本人や家族から聞き取り検討します。

- ・ サービス提供を行っている事業所 ご協力可能な場合はお願いしますが、シート作成を通じて避難支援すべての対応を事業所の皆様をお願いするものではありません。

・次に、こちらもシートでは避難場所と並んで重要な部分となりますが、避難の際の支援者についてです。

・資料の左側、黄色の枠内をご覧ください。まず、支援者については、どのような性質のものか理解していただく必要があります。支援者になったとしても法的な義務や責任はないということ、支援の可能性を高めるために選定しておくものであるということでご理解ください。

・検討のポイントですが、まずは、ご本人の状況をよく知っており、お願いしやすい家族や親族での対応を検討してください。同居の方、少し離れたところにお住まいの親族の方でも構いません。

・家族や親族での対応が難しい場合には、「友人や知人」「日ごろか親しくしているご近所の方」や、それからすでに支援の関係ができている場合に限られますが「地域の町内会」の方なども候補となります。

・選定にあたっては、ご本人またはご家族から支援者になっていただだけそうな方を聞き取り、ご本人やご家族を通じて、シートに記載することの承諾をもらっていただくようお願いいたします。

・なお、日ごろからサービス提供を行っている事業所のみなさまにおかれましては、ご協力可能な場合はお願いしますが、このシート作成を通じて避難支援すべての対応を事業所のみなさまをお願いすることは市としては考えておりませんので、ご理解いただけますと幸いです。

(●)

[illegible]

★支援者の方にお願ひできる支援内容を選択・記載してください。

警報が出ましたよ。
大丈夫ですか？

●支援内容

- **情報伝達**

避難情報や警報が出たことを伝える

・安否確認

電話や訪問により無事を確認

・避難準備

持ち出し品などの準備を手伝う

・避難付き添い

避難所まで一緒に行く

**無理のない、できる範囲で
お願いしましょう**



- ・次に、支援者の方に具体的にお願いできる内容について記載します。災害時の避難支援と一口にいてもさまざまな支援があります。
- ・手引きにも具体的な支援内容について例示しておりますが、まずは「情報伝達」、避難情報や警報が出たことを伝え避難を促す、という初歩的なものですが最も重要な支援とされています。
- ・このほか「安否確認」「避難準備」「避難所までの付添い」なども考えられます。
- ・重要なのは、支援者となっていただける方において「無理のない・できる範囲」でお願いするということです。(●)

(3) 作成 シートその1 (災害時の避難情報)

支援者情報の外部提供への同意

わたしの避難準備シートその1 (災害時の避難情報)

避難時の外部への情報提供 ☐ 同意する ☐ 同意しない

作成日: 令和 年 月 日

フリガナ 氏名 年齢 性別 ☐ 男 ☐ 女 FAX

住所

避難場所 ☐ なし ☐ あり ありの場合 荷室 ()

避難のハザードマップの表示 ☐ 洪水 () ☐ 土砂災害 () ☐ 津波 () ☐ 火災 () ☐ 地震 () ☐ 暴風雨 () ☐ 大雪 () ☐ その他 ()

避難場所の指定 ☐ 市指定避難場所 () ☐ 市指定避難場所以外 () ☐ 内水避難 () ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3

避難経路

避難支援者

避難場所までの移動 ☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ 車 ☐ 舟 ☐ その他 ()

移動に利用できる車の有無 ☐ あり ☐ なし

氏名 FAX E-mail

平常時の外部への情報提供について、
同意の確認をお願いします。
(口頭で構いません。本人や家族を通
じて支援をお願いする方に確認して
もらうようにお願いします)

★法律上、災害時に支援を受けら
れる可能性を高めることを目的と
して、平常時から関係機関（避難
支援等関係者）とシートの内容を
共有することができます。

●関係機関（避難支援等関係者）とは
＝災害時の避難支援に携わる団体
例）市消防局、北海道警察、
地区民生委員児童委員協議会、
社会福祉協議会、自主防災組織、
町内会・自治会、連合町内会など

支援者が情報提供に同意しない場合でも、
シートの内容として問題はありません。

<注 意>

災害発生時には、シート記載の情報は、**同意の有無にかかわらず避難支援の実施に必要な限度で関係機関に共有**する可能性があります
が・・・具体的な手順は検討中、また無造作
に外部に提供することは考えておりません。

・次にシートに記載された支援者に関する情報の外部への提供についての同意確認をお願いします。

・ご本人にも同様の同意の確認をお願いしますと、さきほどお伝えしましたが、法律上の話になりますが、支援者の情報についても、同様に避難の可能性を高めるために支援者ご本人の同意があれば、平時から外部機関との共有が可能です。

・災害発生時には、同意の有無に関わらず、共有される可能性があることも、ご本人の場合と同様です。口頭で構いませんので、確認をとっていただくようにお願いします。

・理由としては、ご本人の場合と同じく、個人情報保護による利益よりも対象者の生命や身体の安全の保護が優先することによります。ただ、具体的な提供手順については検討中ですし、無造作に外部に提供することは市としては考えておりませんのでご安心いただければと思います。

・なお、支援者が外部への情報提供に同意しない場合であっても、シートの内容としては全く問題はありません。(●)

災害時に支援を受けられる 可能性を高めるために

手引き
P.25-26

災害時に近隣の方から支援を受ける
可能性を高めるためには・・・



災害発生時の支援は日常生活
の延長線上にあります。

対象者本人・家族が日ごろのコミュニケー
ションや交流を通じて、自分たちのことを
知ってもらうよう努めることが大切です。
(あいさつをかわす、地域行事に参加する・・・など)

- ・なお、災害時に近隣の方から支援を受ける可能性を高めるためには、ありきたりな言い方になりますが、
- ・ご本人やご家族が地域の方との日ごろのコミュニケーションなどを通じて、ご自身たちのことを知っていただくように努めることが何より大切です。
- ・災害時だけ支援を受ける関係、というお話ではなく、すべて日常生活の延長線上にあるということです。(●)

支援者が見つからない場合



★支援者の欄は「空欄」で作成して
いただいても構いません。

※この場合、例えばですが、対象者本人や
家族による**自助**を中心としたシート内容
としていただくななどご検討をお願いします。

- ・また、最終的に支援者を選定できなかった場合、見つからない場合ですが、この場合は、支援者の欄は空欄で作成して提出していただいても構いません。
- ・のちほどご説明しますが、今回、支援者欄のほか、空欄があっても今回のご協力に対する報酬のお支払いの対象とさせていただきます。
- ・支援者を空欄とする場合には、例えばですが、自助を中心としたシート内容にしていいただくなどご検討をお願いできればと思います。
- ・シートその1の説明は以上になります。(●)

わたしの避難準備シートその2 (わたしの情報)									
氏名(姓・名・姓) 年 月 日									
障害者手帳	☐ なし ☒ あり		身体 () 筋 精神 () 筋 療育 ()		障害 支援区分				
介護保険	☐ なし ☐ あり		要支援 () 筋 要介護 () 筋		指定難病 医療受給者証		☐ なし ☐ あり		
福祉 サービスの 利用状況	事業所名		サービスの提供		利用の曜日		事業所の連絡先		
わが家づくりの 医療機関	名称		担当医		電話				
	名称		担当医		電話				
	名称		担当医		電話				
主な病名									
くすり									
夢の中の 医療機関									
日常生活の 配慮事項	食事				移動				
	トイレ				品物				
	服装				登録 制所				
	入浴				喫煙の 場所				
	その他								
在宅時に主に 過す予定室									
日中				夜間					
居住建物		階数		構造		建築年数			
居住形態		生活形態 ☐ 単身 ☐ 家族と同居 ☐ その他 ()							
緊急時の 連絡先	近所	住所	家族構成						
		電話	経路						
	近所	住所	経路						
		電話	経路						
	近所	住所	経路						
		電話	経路						

※このシートでの記入は、ウェブサイト等の記入による。自治体等が提供する避難所等の情報は、自治体等のホームページ等で確認する。

★ 記載のポイント

対象者本人の

- ・ 障害者手帳の交付状況
- ・ 介護保険の認定状況
- ・ サービスの利用状況
- ・ 医療情報
- ・ 日常生活面で配慮が必要なこと
- ・ 在宅時の過ごし方や自宅の状況
- ・ 緊急連絡先
- ・ 家族状況

について記載してください。

★シートその2については、事業所で作成済みのフェイスシートやアセスメントシート等の写しを添付していただくことで、内容が重複する項目の記載を省略することができます。

- ・続いて、シートその2についてです。こちらの「わたしの避難準備シート」の様式、その2をお手元にご用意ください。
- ・こちらは、対象者ご本人のパーソナル情報を記載していただく内容となっております。
- ・いずれも、事業所のみなさまにおかれましては、把握済みの情報が多いのではないかと思います。
- ・記載にあたっては、作成済みのフェイスシートなどを添付していただくことで、内容が重複する項目の記載を省略していただくことも可能となっております。
- ・これは事業所のみなさまへのアンケートの中で、すでに把握済みの情報を活用出来たらよいというご意見をいただいたことにより検討させていただいたものです。(●)

シート内容の確認

★シートはよりよい避難を実現する目的で作成するものであり、100%の実効性を求めるものではありません。

確認のポイント

- 自宅のハザード状況をふまえて安全を確保できる内容となっているか
- 本人や支援者の状況をふまえた無理のない内容となっているか

・シートの記載項目が埋まりましたら、内容の確認をお願いします。

・本日まで説明したように、シートはあくまでよりよい避難を目指すために作成するもので、100%の実効性を求めるものではありませんが、

・事前に確認したハザード状況、災害リスクにあった避難行動がとれる内容になっているか、ご本人や支援者の状況をふまえた内容となっているかご確認をお願いできればと思います。

(●)

シートの共有

共有のポイント

- 対象者本人、家族等の避難支援者、作成支援者間で必ずシートの内容を共有し理解を得ておく。
- シートの記載内容は、**避難支援等の実施に必要な限度でのみ共有が可能です。**
- 法律上、シートの記載内容の情報提供を受けた方には、**守秘義務**が課されています。

★サービス提供者会議について

避難方法や支援内容の検討、シート内容の共有など、定期的な会議を活用することも含め必要に応じて、開催をご検討ください。

・シートが完成しましたら、ご本人、ご家族などの支援者、皆様との間で、内容を共有し、避難の内容について理解していただくようにお願いします。

・シートの内容は、避難支援の実施に必要な限度でのみ共有することが可能となっており、他のことに使用することはできません。

・また、法律上も、シート内容の情報提供を受けた方には守秘義務が課せられていることに注意する必要があります。みだりにシートの記載内容を口外することはできないということです。

・なお、サービス提供者会議については、避難方法の検討の際に、定期的に行われている会議の場をご活用いただいても結構ですし、必要に応じて開催をご検討いただければと思います。(●)

3 提出・報告・報酬請求

・次は完成したシートの市への提出、報告、今回のご協力に対する報酬の請求手続きについてご説明します。(●)

市への提出

★提出書類（3点）

☐ わたしの避難準備シート作成報告書

☐ わたしの避難準備シート

☐ わたしの避難準備シート作成・

個人情報提供に関する同意書（原本）

作成に同意しなかった方について
も提出をお願いします

※説明会后おおむね3か月以内にシートを作成後、
1か月以内に市への提出をお願いします。

＜郵送による提出の際のお願い＞

万が一の郵便事故による紛失等の防止のため、
レターパックや特定記録付郵便などで送付をお願いします。

・お手元にご用意しておりますが、市へのご報告にあたっての提出書類は「作成報告書」「完成したシート」「同意書」の3点になります。

・同意書については、作成に同意されなかった方の分の提出が必要ですのでよろしくお願いします。

・提出の期限ですが、本日の説明会后、おおむね3か月程度を目安にシートを作成していただきまして、作成後はおおむね1か月以内にご提出いただくようご協力をお願いいたします。

・具体的には、本日は12/12ですので、3月上旬ごろまでには作成していただき、4月上旬までにはご提出をお願いしたいということになります。

・提出の際のお願いですが、シートには個人情報が多く掲載されておりますことから、郵送の場合には、配達記録が残るもので、お送りいただくようにお願いします。（●）

札幌市長

令和 年 月 日

事業所番号
事業所所在地
事業所名
担当者名
電話番号

わたしの避難準備シート（個別避難計画）作成報告書

「わたしの避難準備シート（個別避難計画）」について、下記のとおり関係書類と合わせて提出します。

記

わたしの避難準備シート（個別避難計画）【写し】	名分
個別避難計画の作成・個人情報の提供に関する同意書【原本】 （作成に不同意であったものも含む）	名分

（作成対象者）

	作成対象者 （氏 名）	住 所	作成支援者 （氏 名）	備 考
1				
2				
3				
4				
5				

市に提出する日付を
記入してください。

作成にご協力いただいた事業所の
情報を記入してください。

作成し提出するシートの数、
提出する同意書の数（**不同意分
含む**）を記入してください。

シートを作成し提出する対象者の
「氏名」「住所」「作成支援者」
を記入してください。

●様式とあわせて記載例もお渡し
しておりますのでご参考ください。

・作成報告書の記入方法のご紹介です。

・日付、ご協力いただいた事業所の情報、提出するシートと同意書の数、作成した対象者の情報や作成支援者となっていたいただいた方の記載をお願いします。

・記載例もお手元にご用意しておりますのでご参考ください。（●）

報酬について

★令和7年度以降の報酬
の設定は検討中です。

- ご協力に対する報酬は
同意確認を実施していただいた
対象者お一人につき**7,000円**を
お支払いします。

★提出書類

- ☐ 口座振替申出書
(☐ 委任状)

原則として、作成にご協力いただいた事業所を
運営する法人（以下、運営法人）の「法人名及び
代表者氏名」名義の口座にお振込みいたします。

※振込先に運営法人の法人名及び代表者名義以外
の口座を指定する場合のみ提出が必要です。

※作成報告書やシート、
同意書とあわせて提出が可能です。
(郵送の場合は配達記録の残る方法でお願いします)

- ・作成支援へのご協力に対する報酬についてです。
- ・報酬は、同意確認を実施していただいた対象者お一人につき、7,000円をお支払いいたします。
- ・ご説明の結果、残念ながら不同意となり、シートの作成ができなかった場合でもこちらの金額となりますが、できるだけ同意を得ていただけるように、シートの作成につながるように、ご協力いただけますようお願いいたします。
- ・なお、こちらは今回のモデル実施における試行的な設定となりますので、来年度以降の報酬額の設定については検討中ですので、ご了承くださいましたらと思います。
- ・提出書類としては、基本的には「口座振替申出書」のみとなります。
- ・また、原則として、ご協力いただいた事業所を運営されている法人と代表者氏名名義の口座にお振込みさせていただきます。
- ・それ以外の口座をご指定される場合は「委任状」の提出が必要ですのでご注意ください。
- ・なお、さきほどの作成報告書やシート、同意書と報酬請求書類は一緒に提出が可能です。郵送の場合は同じく配達記録の残る方法でお願いできればと思います。(●)

口座振替申出書の記入

口座振替依頼書

(あて先)
札幌市長

〒
住 所

電話番号

法人・団体名

役職名

氏 名

印

わたしの避難準備シート（個別避難計画）作成支援協力にかかる報酬支払いに
関し、下記口座への振込を依頼します。

記

振 込 先 金融機関名	銀行 信金 信組	本店 支店
預 金 種 目 口座番号	普 通 当 座	
フリガナ 口座名義人		

※振込先は法人・団体名義の口座をご指定ください。

作成にご協力いただいた**事業所を運営する法人（以下、運営法人）**の情報を記入してください。

運営法人の代表者印（代表取締役、理事長、会長等の表示があるもの）の**押印**をお願いします。

報酬の振込先口座
（「**運営法人および代表者氏名**」名義）の情報を記入してください。

●様式とあわせて記載例もお渡ししておりますのでご参考ください。

※振込先に運営法人の法人名及び代表者名義**以外**の口座を指定する場合には**委任状の提出が必要**です。ご不明な点はお問い合わせください。

・口座振替申出書の記入方法です。

・さきほどもご説明しましたが、事業所を運営する法人の情報をご記載ください。また、代表者印の押印もあわせてお願いします。

・振込先口座は、運営法人及びその代表者氏名名義の口座となりますのでご注意ください。

・記載例もご参考ください。（●）

シートの保管・管理

保管・管理のポイント

- シートには、個人情報に記載されていますので、慎重な取扱いが必要です。
- シート記載の情報は「**避難支援等の実施に必要な範囲内**でのみ利用可能」「作成に関わった方、提供を受けた方には**法律上の守秘義務**が課されること」に注意が必要。
- 対象者本人・家族は、災害時にすぐに確認できるように、シートをわかりやすい場所に保管。

<シートの**更新**について>

シートの内容を対象者の状況に合わせたものとするためには、定期的な内容の見直しが必要と考えておりますが、更新の詳細については、R7年度予定の本格的な制度開始に向けて現在検討中です。後日あらためてお知らせいたします。

・シートの保管・管理についてです。

・個人情報に記載されておりますので、慎重なお取扱いをお願いします。情報の利用目的や守秘義務についてはさきほどもご説明した通りです。

・ご本人や家族におかれましては、災害時にすぐに確認できるような場所にシートを補完していただくように促してください。

・なお、シートの更新については、今回はモデル実施ということで、シートを新規に作成をすることを主な目的としております。

・日々おからだの状態が変わる対象者の方もいらっしゃると思いますので、更新の必要性については市としても理解しておりますが、更新の頻度や時期ですとか報酬額の設定など含めまして、更新の詳細は現在検討中です。

・決定次第、お知らせいたしますので、今回ご協力いただけるみなさまにおかれましては、引き続きご協力をお願いできればと思います。(●)

活用のポイント

- シートに記載したとおりに実際に避難が可能か、避難の訓練を試みることは有効とされています。（経路の確認、課題の把握）
- 災害時の行動や、避難の際の持ち出し品や備蓄について、作成を通じて対象者本人や家族内で話しあってみることも大切です。

・作成したシートの活用についてです。

・シートの記載通りに実際に避難が可能か、たとえば避難所前まで足を運んでみるとか訓練を試みることは重要とされています。

・また、シートの作成を通じて、災害時の避難や日ごろの備えについて家族内で話し合ってみることも大切です。（●）

シートの作成を通じて

- 対象者・家族自身が自宅のおかれた災害リスクを知る。
- 災害の状況により、避難行動をとる必要があることを理解し、避難の意思をもつ。
- 日ごろから避難場所や経路の確認、持ち出し品などを準備し、災害に備えておく。



これらの取組を通じて・・・

★「自助力」の向上により、災害時の
「よりよい避難」の実現を目指します。

何卒みなさまのご協力をお願いします。

・長くなってしまいましたが、札幌市が考えるシートの作成の目的、作成を通じて目指したいと考えている姿・将来のビジョン的なことをご説明して最後とさせていただきますが、

・まずは対象者とご家族が自分たちのおかれた災害リスクを知っていただく。そのうえで、災害の状況によっては、避難行動をとる必要があることを理解していただき「災害時に助かる」という避難の意思をもっていただく。

・そして、日ごろから避難場所や経路の確認、持ち出し品を準備し災害に備えておく。これらの取組を通じまして、自ら助かろうとする意思や努力の向上により、災害時のよりよい避難、ひいては犠牲の防止につなげていきたいと考えております。

・この実現に向けては、わたくしども行政・札幌市のみでは実現は難しいものと考えておりまして、対象の方を日ごろからよく知り信頼関係もある福祉専門職のみなさまのご協力が不可欠であると考えております。

・何卒みなさまのご協力をお願い申し上げます。(●)

本日の説明会後の流れについて

- ご出席の事業所あてに協力意向を確認するメールを送信します。



説明会からおおむね2週間以内を目途にご意向をお知らせください。

- ご協力意向の返信をいただいた事業所あてに対象者の基本情報を添付したメールを送信します。

何卒みなさまのご協力をお願いします。

- ・最後になりますが、本日の説明会後の流れについてご説明させていただきます。
- ・説明会終了後、ご出席いただいた各事業所あてに、わたくしどもから、モデル実施について、ご協力の意向をおたずねするメールを送信させていただきます。
- ・このメールに対し、ご協力いただけるとのご連絡をいただいた事業所のみなさまあてに、今回作成の対象者の基本情報のデータを添付したメールを送信させていただきます。
- ・なお、ご意向を回答いただく期限についてですが、おおむね2週間以内、年明け1／10までを目途にご連絡をいただけますと幸いです。
- ・年末の大変お忙しい時期に今日の説明会にご出席いただき、また対象者へのお声がけ・同意確認やシートを作成をお願いする時期についても年明けから年度末にかけてということで、こちらもお忙しい時期になるかと思います。
- ・そのような中、大変恐縮ではございますが、できるだけ多くの事業所のみなさまのご協力をお願い申し上げる次第でございます。(●)

ご清聴ありがとうございました。

- 各様式（シート、同意書、報告・請求書類など）
- 手引き、本日の説明資料については、
下記ＨＰからダウンロードが可能です。

＜札幌市公式ホームページ「わたしの避難準備シート モデル実施」＞

<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/other/kobetuhinankeikakumodelyoshiki20241219.html>



ご質問は随時お受けしています。
ご不明な点がございましたら
お気軽に下記までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
札幌市 保健福祉局 総務部
地域福祉・生活支援課
☎ 011-211-2932

・わたくしからの説明は以上になります。

・本日事前にお送りした、お手元の「各様式」や「手引き」、「本日の説明資料」につきましては、URLやQRコードもお示ししておりますが、ホームページにも掲載しておりますので、ご協力いただける場合には、必要に応じてご活用いただけましたらと思います。

・なお、制度のことですとか、シートの作成についてのご質問は随時受け付けております。

・ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

4 質疑応答